

594  
84

594-84  
1200501527013

**Kodak** Gray Scale  
A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak


**Kodak** Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak


Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	26	27

inches 1 2 3 4 5 6 7 8  
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
















故文學士井上久米雄遺著



木

題

和古代氏姓

三

上

參

次

先

生

研究



木山徳四郎寄贈本



題  
簽

三土參大共主

故文學士井上久米雄遺著



本邦古代氏姓の研究



永山徳四郎 寄贈本





井上久米雄小影





共  
土  
八  
米  
繼  
小  
澤



井上久米雄君逝去、將にその一周年を迎へんとして、追懷の情、轉々深きものがある。

顧れば、大正十三年春同君が第六高等學校文科を出で、我が國史學科に入學されてから三年の間、假りにも師と呼ばれ、子と呼んで、同君の伸び行く姿に、私は竊かに將來に期待し望を囑するところが多かつた。そして同君は卒業後、傍ら宮内省諸陵寮に出仕しつゝ、なほも大學院に進んで其の研鑽を進められ、私はまた指導教授として及ばずながら其の任に當り、同君の研究の大成せられん日を待つてゐた。

然るに間もなく、私は官命によつて歐米巡遊をなす事となり、約一年にして歸朝したが、まだ一度も同君と相會してその進境を見る機がなく、思ひもかけずその訃報に接し、私の心は寔に闇然たるものがあつた。そして同君が研究等に恵まれた境遇に居りながら、かりそめの病から多くの春秋を殘して逝かれた事は更にまた私に一掬の涙なくては居られなかつた。私は



一書を裁して同君の遺族に贈り、心ばかりの手向に一もとの常盤木を墓前に植ゑて貰つたのである。

今や其の一周年を迎へんとして同君の短い學界生活を記念する爲に遺族の方々によつてその遺稿が上梓される事となつた。本邦古代氏姓の研究の一編は即ちこれであつて、實に同君の心血の塊であり苦心の結晶たる大學國史學科卒業論文である。

勿論卒業論文は其の性質上或る限られたる時間内に於いて、纏め上げねばならぬ結果同君自身に於いても、不満足な點もあつたことであらう。然しそれは他日同君によりて完成さるべき研究の門出であつた。

氏姓の研究は我が古代の社會を組織した氏族の制度に於てその核心をなすものである。而も其の研究に關しては今日に遺された資料文献が至つて僅少であり、その研究は彌が上にも困難なものであるのに同君がこの難問題に直面して零細な資料文献をよく綜合し、或は又、ト―テムズムによ

つて我が氏姓の胚種を求めんとした苦心等は最も多としなければならぬ。そして氏姓の發達と、其の混亂の跡とを検討して、古代に於ける社會問題を我々の目の前に展開された事を喜ぶものである。

私は今この遺稿の上梓を企てられた遺族御一同の心情に對し衷心より同情を寄するとともに、同君を追懷する念一層切ならざるを得ない。そしてこの研究の上に新しい研究が現はれ來り、同君の短い學界生活が更に意義けられる日の遠からざるを信ずる。

昭和四年六月十五日

黑板勝美



井上久米雄君の亡くなつたといふ報に接したのは、つひ先頃の事と思つたのに、はや一年にもなつたか。あゝ、温厚にして摯實、前途有望の青年であつたのに、惜しいことをしたものだ。月日のたつにつれて、母君兄君には、追憶の涙いよ／＼切なるものがあるであらう。予も、最近一人の男兒を、丁度井上君に近い年輩で、大學在學中であつたを亡くしたので、人ごとのやうに思へない。亡くしたときには、翻然とあきらめをつけやうとしたが、日がたつにつれて、在りし日の事ども思ひ出されて、め／＼しい感じの起るを止められない。十三年前、五歳の幼女を喪つたとき、その子の名に因んで、海外交通史話といふ一冊子を編し、せめてもの慰めとしたことがあつた。今にも、用ある毎に取出しては、悲みの中の満足を得て居る。今度の不幸にも、亦これを以て自ら遣るのたよりとしたいと思つて居る。これは、然しながら、たゞ名のみを記念で、死んだ者の著作でない。こゝに井上君は、自ら立派な著作を遺して置かれた。有爲の資を抱いて、夭折せられたのは、殘念の極であつ



たが、この本の世に出ることは、いかばかりか、母君兄君にとりての慰安となることであらう。ましてこの書は、井上君が國史學科の卒業論文として、最も心血を濺がれたもので、君の最も精神氣魄をこめられたものであるから、殊によき記念となるであらう。抑、本邦氏族制度については、古來幾多の著書が公にせられてあるが、猶研究の餘地が多く、難問が少からず残つて居る。井上君のこの著は、その解決の上に有力なる参考となり、後の學者に向つて、大なる寄與となるものであらう。かくて君の名は、永く學界に傳へられ、遺族の方々が、これを刊行せらるゝ趣意も亦達せられるであらう。さるにて、この書の裝潢成つて、君の靈前に捧げられん時、若し生きてあらばの感は、更に母君兄君に新なる涙をさそふ事であらう。予も亦身に引きたぐへて、暗涙の催すを禁ずることができぬ。

昭和四年六月

辻 善之助

### 序 言

名と實、形式と内容、此の兩者は必しも常に相伴ふものではない。名あつて實無く、實あるも名なしと云ふ様な場合もある。又、名稱は同一でも其の内容は大に變化してゐる事もあり、名稱は變つても内容は依然同様な場合もある。かく兩者の關係は頗る複雑である。しかし其の處に又云ひ知れぬ變化の妙がある。ウヂ、カバネの其の内容としての氏族制度に關しては既に屢々研究され、論述された所である。又一方ウヂ、カバネの名稱の種類、意味に就いても從來多くの説のある所である。けれども未だ其の兩者の充分なる關係に於て研究されてゐない様である。こゝに見る所あり、ウヂ、カバネの胚種に關して、ウヂ、カバネの出現に於て、又其の混亂變遷の跡をたぐるにあつて、絶えず其の名稱と内容との關係に注目し、而も更に其の背景として一般政治、社會、經濟、思想の變遷に着目して研究の歩を進めて行く事とする。

大正十五年十二月

井上 久米 雄



目次

第一章 本邦氏姓の胚種……………一

第二章 本邦氏姓の出現(附支那の氏姓、朝鮮の氏姓)……………二七

第三章 初期の氏姓混亂と其の糾正……………七七

第四章 聖德太子の國家思想と氏姓……………八九

第五章 大化改新と氏姓……………一〇九

第六章 天武朝の八姓制定の意義……………一三九

第七章 新撰姓氏錄を中心として其の前後の氏姓動態……………一六七

目次終

目次



# 本邦古代氏姓の研究

井上久米雄遺著

## 第一章 本邦氏姓の胚種



我國のウヂ、カバネの起原に就いて、從來多くは神代とし、或は神武朝にありとする。しかし其の根據である紀記或は新撰姓氏錄の記載は既に太田亮氏も其の著「日本古代氏族制度」(四―七頁、一四頁及び一七一―一八頁)に於て論せられし如く後世の追記と見られるのであるから、直ちに其を信用する事は出来ない。而して其等を否定された太田氏自身の所説は同著に、

紀記其他の古書を調査しても、崇神、垂仁朝頃までは氏と思はれるもの見當らぬか



ら、氏の起原は先づ此頃とすべきであらう。(一四頁)  
姓と云ふものも、此頃開化朝より仲哀朝に至るから見えてゐる。これは前章に述べたやうに地方の豪族、部民の首長を呼ぶに其地名又は部名に公、彦、梟帥等の稱を附して呼ぶ、即原始的カバネから發達したもので、此も主として紀記の記載によつて立論されてゐる(垂仁朝頃から氏と共に家格を示す語として朝廷から賜はる事となつた。(六三頁))

と誌されてゐる。太田氏の所説はウヂ、カバネに關する文獻的研究は比較的精密にされてゐるが、記録即史實とは必しも行かない。殊に紀記等の古い所に於てはもとよりである。随つて紀記等の猶未だ古い條に屬する記載のみを以て主として立論された太田氏の説も亦直ちに從ふ事は出来ない。

そこで此等とは別の見方から、即ち從來の諸説がこの氏姓の胚種については單に文獻のみを論據として居るに對して、必しも文獻のみによらずして見て行く事としよう。(勿論我國には我國として獨自な所もある事であるからその意味からも我が文獻にも大によらなければならぬのであるが)

さて、ウヂの内容、形式は時代によつて變遷、相異があるが、其の内容の骨子は先づ大體に於て同祖信仰の上に立つ血族的團體であり、其の形式的方面は血族的團體に附せられた名稱であると見る事が出来る。そうすると、直ちに考へおこす事は、近代の宗教學、民族心理學、社會學等の研究によつて稱へ出された、最原始人群に次いで人類進化の第二階段に位するトイテムクランの事である。此は或種の動物、或は植物、時には又其他の無生物、自然現象を或團體の共同祖先として信仰する一種の血族的團體で、其の信仰對象(トイテムと呼ぶ)の名は往々其の團體の名稱とされてゐるのであるが、其の同祖信仰の上に立つ血族的團體なる點で、又其の血族的團體に附せられた名稱のある點で、ウヂと或程度まで共通する所がある。而してトイテムクランは前述の如く人類進化の漸く第二階段に位するもので、最原始人群時代から一步を進めたものに過ぎないのであるから、若し我國にも嘗てトイテムクランがあつたと云ふ事が明にされるならば、ウヂの胚種は既に此處にあつたと云ひ得るかも知れない。そこで先づ問題となるのは我國太古に於けるクラントイテムイズムの存否如何である。

さて我國太古に於けるクラントイテムイズムの存在の有無を知るには大體二通りの



方法がある。一は古文獻に求める事、一は後世まで地方に存在する土俗傳説の中にたどる事である。

前者の企てに於て、先づ問題となるのは、紀記に於けるトミズムの存否である。然るに此の企ては非常に困難である。なんとなれば紀記は主として既にトミズム時代よりは遙か進んだ神の信仰の時代の所産であるから、津田左右吉博士の如き、其の著「古事記及び日本書紀の新研究」(四四四頁)に於て、其の企ての不可能をさへ説いてゐられる。

けれども直接に求める事は不可能なまでも、其の表皮をはいでもとに溯つて見る事によつて、其の痕跡なりとも求め得ないであらうか。此の見地から紀記の記載を見るに、先づ日本書紀神武天皇即位前の條に

時夜夢、天照大神訓于天皇曰、朕今遣頭八咫鳥、宜以爲鄉導者、果有頭八咫鳥、自空翔降、(中略)兄磯城不承命、更遣頭八咫鳥、召之、時鳥到其營而鳴之曰、天神子召汝、怡矣過、怡矣過、(中略)又頭八咫鳥亦入賞例、其苗裔即葛野主殿、縣主部是也。

とあつて、頭八咫鳥と云ふ鳥を祖先とする氏族が見えてゐる。随つて此の記載通りの事が實在したとすれば我國にもクラントミズムなる事實が存在したと見てよからう。

しかし此の記載は、實際に於ては頭八咫鳥なるものがもとゝ人名であるにかゝわらず、その人名頭八咫鳥なる所から附會して鳥の鳥にしたものとも見られようし、又頭八咫鳥は太陽神天照大神の遣はされたもので、白鳥博士の説かれし如く太陽のシンボルであつて、純粹の鳥と見るべきではないかも知れない。

尙又古事記には神武天皇の條に於て

於是亦高木大神之命以覺白之、天神御子、自此於奥方、莫使入幸、荒神甚多、今自天遣八咫鳥、故其八咫鳥引道、從其立後、應幸行、故隨其教覺、從其八咫鳥之後、幸行者、到吉野河之河尻、(中略)故爾於宇陀有兄宇迦斯、弟宇迦斯二人、故先遣八咫鳥、問二人曰、今天神御子幸行、汝等仕奉乎、於是兄宇迦斯以鳴鑄、待射返其使。

と記されて、八咫鳥がものを云つたり、人を導いたりして人間的な所があると共に、天から來る等ほんとの鳥の鳥として記されてゐる點、其の他物語の筋の大體も書紀の記載とほぼ同様であるが、その八咫鳥が葛野主殿縣主部の祖先であると云ふ様な事は見え



ない。新撰姓氏錄に於ても其の山城國神別天神の條に

鴨縣主 加茂縣主、同祖神日本磐余彥天皇武謚神欲向中洲之時、山中嶮絶、跋涉失路、於

是神魂命、孫鴨建津身命、化如大鳥、翔飛奉導、遂達中洲、時天皇喜其有功、特厚褒賞、八咫鳥之号、從此始也

と記されて、物語の筋は書紀、古事記と矢張大體に於て同様であり、殊に八咫鳥を祖先とする點は書紀と類似してゐるが、しかし此の記載に於ては書紀が八咫鳥の苗裔を葛野主殿縣主部としてゐるのに對して其の苗裔を鴨縣主としてゐるのみならず、其の八咫鳥そのものも紀記の如く人間的性質を持つた鳥としないで鴨建津身命の化身としてゐる。

けれども、兎も角も書紀の文面に表れた所では、自空翔降と云ひ、鳴と云ひ、明に鳥として記されてをり、且つ又葛野主殿縣主部が其の八咫鳥の苗裔であると云ふ事も明記されてゐるのであるから、少くとも書紀の編纂される時代までの中に、葛野主殿縣主部の祖先は八咫鳥と云ふ鳥であると云ふ傳説が一部にあつた事は云ひ得るであらう。更に進んで紀記、姓氏錄それぞれに傳への異なる所があるのは、却つて單にクラントーテム

ズムの存在を示すのみならず、我國に於ける各信仰階段の一としてのクラントーテムズムの存在を示すものとしてよい研究材料を提供するものではあるまいか。即ち古事記に於ては單に、鳥(人間的性質を有するが)が皇軍の道案内をしたと云ふ事になつてゐるが、書紀ではそれに加へて、頭八咫鳥亦入賞例、其苗裔、即葛野主殿縣主部是也とし、更に姓氏錄では鳥を鴨建津身命としてゐる事は一般の宗教發達階段に於て先づ動植物或は自然物、自然現象等の崇拜があり、其に次いでそれ等の對象に祖先の崇拜が起り、更にそれが轉生、化身の觀念によつて其の對象を人間的な神の轉生とか、化身とか見るに到る各階段の信仰を傳へたものとも見られよう。かく見られるとすれば、我國にもそのうした各種の信仰階段があつて、其中書紀の右の記載はクラントーテムズムの信仰を傳へたものであると見られよう。随つて益々我國にも嘗て信仰階段の一としてクラントーテムズム時代があつたと云ふ事が知られるのではあるまいか。而してそれはやがて我國にも嘗てトーテムクランの時代が存在した事を示すものではあるまいか。

此に類似した事は、尙此の外にも我古文献にうかゞはれるのである。例へば書紀崇



## 神天皇十年の條に

倭迹迹日百襲姫命爲大物主神之妻然其神常晝不見而夜來矣倭迹迹姫命語夫曰君常晝不見者分明不視得其尊顏願暫留之明旦仰欲觀美麗之威儀大神對曰言理灼然吾明旦入汝櫛笥而居願無驚吾形爰倭迹迹姫命心裏密異之待明以見櫛笥遂有美麗小蛇其長大如衣紐則驚之叫啼時大神有耻忽化人形

と見え大物主神は蛇の化身である事が知られるが其の大物主神は同崇神紀七年の條によれば

是夜夢有一貴人對立殿戶自稱大物主神曰天皇勿復爲愁國之不治是吾意也若以吾兒大田田根子令祭吾者則立平矣中略而天皇問大田田根子曰汝其誰子對曰父曰大物主大神中略即以大田田根子爲祭大物主大神之主

とあつて大物主神は大田田根子の父であり且つ大田田根子によつて祭られたと云ふ事になつてをり更に其の大田田根子は同紀八年の條によれば

所謂大田田根子今三輪君等之始祖也

とあつて三輪君の祖先と云ふ事になつてゐる。古事記に於ても崇神天皇の條に

此天皇之御世疫病多起人民死爲盡爾天皇愁歎而坐神牀之夜大物主大神顯於御夢曰是者我之御心故以意富多多泥古而令祭我御前者神氣不起國安平中略爾天皇問賜之汝者誰子也答曰僕者大物主大神娶陶津耳命之女活玉依毘賣生子名櫛御方命之子飯肩巢見命之子建甕槌命之子僕意富多多泥古自中略即以意富多多泥古命爲神主而於御諸山拜祭意富美和之大神前中略此謂意富多多泥古人所以知神子者上所云活玉依毘賣其容姿端正於是有神壯夫其形姿威儀於時無比夜半之時倏忽到來故相感共婚供住之間未經幾時其美人妊身中略是以其父母欲知其人中略且時見者所著針者麻者自戶之鈎穴控通而出唯遺麻者三勾耳中略此意富多多泥古命者神君鴨君之祖

とあつて書紀とほゞ同様な物語が見え唯意富多多泥古命と大物主神との間の世數及びこゝに大物主神が明に蛇の化身と記されてゐない點は書紀と異なるが矢張大物主神を神君(三輪君)の祖先とする點は同一である。而も此處には大物主神が蛇の化身としては記されてゐないけれども同じ古事記の中に於て別の所には矢張大物主神が蛇の化身である事を思はしめる様な記載が見えてゐる。即ち古事記神武天皇の條に美和之大物主神見感而其美人爲大便之時化丹塗矢下略



と見えて、其の丹塗矢について、津田左右吉博士は、古事記及日本書紀の新研究(四一六一—四一七頁)に於て

丹塗矢の物語は山城風土記にも似た話があつて、それがホノイカヅチ(火雷)の神だといはれ、其の子はカモノワキイカヅチの命だといはれてゐるが、このイカヅチも本來は雷では無く、やはり蛇であつたらう。(天に上つたといふ話のあるのは雷としてのイカヅチに混同せられたのである。)さうして同じく丹塗矢で同じく神婚の物語である古事記のと、此の風土記のとは、同一説話の少しく形をかへたものと見なければならぬから、古事記の話の丹塗矢は蛇の變形であり、もとは蛇として語られてゐたのであらう。

と云つてゐられるのであるから、之を要するに、紀記いづれに於ても、蛇の化身大物主神は三輪氏族の祖先といふ事になつてゐるわけである。随つて前述の様な第三の宗教階段に於ける其の化身なる觀念をはいで、第二階段に復原すれば、蛇を祖先とするクラントーテムイズムと云ふ事になり、又一つのクラントーテムイズム時代の信仰痕跡とも見られよう。

尙此の他にも、時代はやゝ降るが日本靈異記にも狐爲妻令生子縁の條に

昔欽明天皇御世、三野國大野郡人應爲妻覓好孃、乘路而行時、曠野中遇於姝女、(中略)即將於家交通相住、比頃懷任生一男子、(中略)家室而追、犬即驚踪、恐成野干、(中略)故其令相生子、名號岐都禰、亦其子姓負狐直也、其人強力多有、走疾如鳥飛矣、三野國狐直等根本是也。

と云ふ記載が見えてゐる。勿論日本靈異記は佛教の靈異を説かんとして作られたもので、随つて直ちに此の記載を史實として信用する事は出来ないが、少くとも奈良朝の末から平安朝の初めにかけての社會の傳説、信仰の一面と見る事は出来やう。そう見ると、當時尙動物を(間接ながら)祖先として其の動物名によつて氏族の名稱がつけられたと云ふ傳説、信仰が存在した事が知られる。此も亦嘗てクラントーテムイズムの時代が存在したと云ふ事を間接に證明する一例と見る事が出来よう。

更に近世に到るまで地方には之に類似した傳説、口碑が往々にして存在する。是等も亦、クラントーテム信仰の系統の直接間接の名殘と見られよう。

右の外に、クラントーテムイズム即ち動植、自然物或は自然現象をクランの祖先として



信仰する信仰に於ける二大主要素、即ち動植、自然物或は自然現象崇拜と祖先崇拜とが、我國に古くから存在した事は今更論證するまでも無い事である。

更にクラントーテムイズムに於ける祭には、トーテムクランの人々が、其の祭儀の踊りに自己の屬するトーテムの身振りや性質を表現するのであるが、日本の獅子舞は西村氏も其の「文化人類學」(二二八頁)に於て、日本に於ける獅子舞の如きも矢張り其の起原をトーテムである動物の習性を模倣したものと觀る事が出來ると云つてゐられる如く、恐らく一種のトーテム踊りであらうから、これ又我國に於けるクラントーテムイズムの存在を證明する一根據となり得よう。尙又我國の動植物の紋章中にはトーテム的信仰に成るものがあらう。

以上の様な根據によつて、我國にも、嘗てクラントーテムイズムの時代があり、隨つて我國の太古にトーテムクランが存在したとするならば、ウヂの主内容たる「同祖信仰の上」に立つ血族的團體の胚種は、既に夙に此處に存在したわけである。

而も前述の如くトーテムクランに於ては、往々トーテム名が其のクランの名稱となつてゐるのであるから、我國にも若しトーテム名を其のクランの名稱としたものがあ

つたとするならば、氏族の名稱としてのウヂの形式方面の胚種も夙に此處にあつた事となる。そこで、次にその存否如何について見るのに西村眞次氏は其の「文化人類學」(二七頁)に於て

オーストラリヤ土人は小さい氏族に分れ、其各々の氏族はそれ／＼のトーテムの名を取つて其の氏族名としてゐる(中略)カンをトーテムとするものがカンガール氏を稱へ、エミューをトーテムとするものがエミュー氏を稱ふる如くである。日本でもワニ氏は鱧ウナギをトーテムとし、シロウサギ氏は白兔をトーテムしてゐたらしい(中略)海をトーテムとしたものがアマベ氏を稱へ、火をトーテムとしたものがヒ氏を稱へた

と述べてゐられるが、無雜作に、直に西村氏の云つてゐられる様な事が云ひ得るか否かは甚だ疑問である。けれども、其中ワニ(和邇、和爾、鰐)とワニ(和邇、和爾、和珥、丸氏)との關係の如きは或は認め得るかも知れない。なせなればワニは紀記、風土記等の古傳説に畏しい動物として見えてゐるばかりでなく、古事記神代の卷には

其一尋和邇者、於今謂佐比持神也



とあつて、更に神とされてゐる。而も一般にトテムには驚畏的なものがされてゐると云はれてゐるが、我國に於ても前例の如く烏(黒鳥)とか、蛇とか、驚畏的なものがトテムとされてゐたらうし、且つ多くは後に神とされるに到つてゐるのであるから、此のワニについても其の點は右の如く云ひ得るのである。其の上に古事記神代の卷には又爾將方産之時、白其日子言、凡佗國人者、臨産時、以本國之形產生、故妾今以本身爲産、願勿見妾、於是思奇其言、竊伺其方産者、化入尋和邇、而匍匐委蛇、即見驚畏、而遁退、爾豐玉毘賣命知其伺見之事、以爲心耻、乃生置其御子(下略)

と見えてゐるのであるから、和邇を祖先とするクランと云ふ様な事の生じ得る可能性があつた。しかし新撰姓氏錄によれば和爾氏の祖先は、天足彦國押人命と彦姥津命と云ふ二傳があつて、いづれにしても別にワニと關係ある如くに見えない。けれども姓氏錄の此の傳説は俄に信用し難いものであるとしても、其他にも別に古事記傳説にワニを祖先としたものは見えないのであるから、此の和邇氏の和邇と云ふ名稱とてもクラントテムミズムに於けるワニと云ふトテム祖先の名稱から直接來つたものか否か甚だ疑はしい。

此の他にも紀記には別にトテム名を以てクランの名稱とした例證は見えないが、それはなにしろトテムミズムの時代と云ふものが、甚だ原始未開の時代に屬するもので、トテム信仰の痕跡さへ容易に見出せない程であるから、況やそうしたクラントテム名を其のまゝ遙か後世に傳へると云ふ様な事は甚だ稀有の事であつたのであらう。即ち長き間には社會事情や信仰の變遷等と共にクランの名稱も變化して傳はらなくなつたのであらう。

しかし、前引の日本靈異記に於ける狐直氏の例は、其の記載がやゝ後世のものであり、且つ作り話的のものであるけれども、兎も角トテム名(狐)を氏族の名稱としたと云ふ傳説、信仰のある事を示すもので、我國太古に於ても其のクラントテムミズム時代には恐らく同様な事があり得た事であらう。随つて氏の名稱的な胚種も或程度まで(即ち未だ制定的、確定的名稱ではないが)此處に溯り得るのみではあるまいか。勿論此の時代でもトテムクランのすべてがトテム名で呼ばれたわけではあるまいから、中には地名等によつてよばれたものも恐らくあつた事であらう。なせならばトテムクランは地域的にいへば一種の原始的ムラ(村)であつて、其の原始的ムラにはクランの名



稱がそのまま附せられるに到つたものもあらうが、逆に其の地名からクランの名稱が呼ばれたものもあつた事であらう。

而して、其の集團は恐らく可成多くの家屋群から成つてゐた事であらうが、しかし西村氏の「文化人類學」二三八頁に於て

これらの家屋群は一つの垣に圍繞せられて、他の家屋群と區別せられた。それはちやうどアフリカ土人の圓形墻の如きものであらう。此垣の内部をウチと呼んだ。ウチの轉化したものがウヂで、本來はイへと同一義であつたが、ウヂは血屬を現はし、イへは場所を現はす言葉に固着していつた。

と述べてゐられる様な事が果して云ひ得るか否かは甚だ疑問である。即ち果して家屋群が一つの垣によつて圍繞されてゐたであらうか、未だ別にそうした證據も發見されない様であるから甚だ疑はしい。随つて又その内部の意味からウチと呼ぶに到つたといふ事も非常に疑はしい。それから又ウチからウヂになつたと云ふ事も音の轉化上果して直にそう云ふ事が云ひ得るであらうか、此又頗る疑はしい。けれども、兎も角クラントトテムイズム時代にあつては、トテムクランは無論當時の唯一の團體形式

であつた事であらうから、其が血族的團體であると同時に、又宗教的、政治的、社會的、經濟的團體であつた事であらう。否其等の區分さへ未だ明に分ち得ないあらゆる事柄を其れ自身の内に包括處理する團體であつて、當時の人々は其の團體を離れては意義をなさなかつたのであらう。さればこそ神代紀の一書に見える族離ウラハナレ（後世の放氏と類似）と云ふ様な一種の重い刑罰があり得た様な状態があつたのであらう。（書紀の此の記事は勿論明にトテムクランに就いて云つたのではないが、トテムクランに於ても同様な事であつたらう）そうして其のトテムクラン内の組織（此れも組織と云ふ程のものはないが、別に適當な言葉を見出せないからしばらくかく云つてをく）に於ては一般のトテムクランと同じ様に矢張未だ常設的首長と云ふものは出來てゐなかつたのであらう。さればこそ祭儀の時等にも、前述のトテム踊（トテム祭に於ては此が主な儀式である）に於て見る様なトテムクランの各員が等しく祭儀にあづかる如き事があつたのであらう。しかもトテムクランの祭儀には一體クラントトテムイズムに於ては其のトテムの子孫即ちトテムクラン内の人々のみがトテムの加護を受け、他の



クランの人々の加はる事は出来なかつたのである。けれども長い間には異クランの者も入つて来る様な事が生じた事であらう。そうして最初は、あとから入りまぢつて来た異クランの人々は全然其のクランの祭にあづかる事が出来なかつたのであらうが、後には段々其のクラン祭にあづかり得るに到つた事であらう。又異クランの人々の混入の他にもとのクランから分れて別に新クランを立てるに到つたものもあつたであらう。此等の事は、直接に之を證明する記載を古文献中に發見する事は出来ないけれども、未開民族のトテムクランの間に往々見られる所であり、且我國の中世近世の神社の座に於て、或程度まで見出され、それは恐らく古代に於ても同様の事が存在したらうと云はれてゐるのであるから。もつとも此はトテムクランに限つたわけではなく、古代の或る神社を中心とした氏族村落には多く云ひ得られた事であらうが、此のトテムクランに於ても矢張同様な事が云ひ得るのであらう。随つて等しくトテムクラン(一面からいへば一種のムラ)と云つても其の内容は種々なものがあつた事であらう。其の上クラン所在の地理上の形勢(山谷、海岸等)やクラン員の主生業(狩獵、漁獵等)等によつても又クランの内容は色々になつてゐた事であらう。

其等によつて夫々クランの發展の事情も異り、又發達の遲速もあつて、同時代一樣の發展をもつて進んだものではあるまいが、先づ最も一般的な發展の過程は、時代の進むにつれてクランの人口が増加し來り、祭儀も又進化し來ると、其等のクラン員の中數人がクラン員の代表者として直接祭祀を執行する事となり、更に文化程度の發達の必要に應じて、一人の最も神秘力を有する者が祭主となり、而も次第に常設的なものとなるに到つた事であらう。こうした過程は現存の未開人や太古の社會に往々見出される所であるから、殊に我國の如き比較的早く農業時代に入つたものと思はれる國に於ては、其の農業に大關係ある自然の恩恵をより多く而も比較的常住的に得んとしてそれに應じて最も神秘力を有する一人の常設的祭主が夙に出現する事となるであらう。此の外に他のクランの争鬭の必要からそれを率ゐる長が生じ、それが平時に於ても君長となり、かくして常設的君長が生ずるに到つたクランもあつた事であらう。而して祭政一致の未開時代於ては、其の祭主は同時に其のクランの君長であり、又戦鬭の結果生じた君長は同時に祭主であつた。此等の事は紀記等の神話傳説や魏志の東夷傳によつてうかゞはれる。此のクランの中に於ける祭主たり君長たるものの出現は血族



的團體ウカラから云へば氏上の萌芽であり、地域團體ムラから云へばムラギミ(邑君)の發生であり、更に廣く云へば我が古記に見える各地のタケル(梟帥、建)の出現である。

さて其の後、其の君長は次第に世襲的となり、其の一族も漸次増加して同一クラン(但し前よりは人員が非常に増加してゐる、即ち大クランとなつてゐる)の内に大きく分つて主權者のグループと被治者のグループとが生ずる事となる。それと同時にその被治者のグループ中にも多くの小クランが出来、更に其の中に使役人と被使人(部民の萌芽)も生ずるに到つた事であらう。紀記や古語拾遺の神話、傳説に見える皇祖神を中心とした諸部神或は伴緒はこうした過去の社會組織の(或程度の)反映であらう。

抑も宗教は畢竟人間の宗教である。随つて宗教と社會組織とは密接な關係にある。殊に未開社會に於ては一層そうである。故に未開時代には社會の組織が變化するにつれて宗教も當然變化する事となる。もつとも社會組織と宗教とが必しも常に同時に變化するわけではないから、此の際にも兩者が同時に變化したとは必しも見られないう事であつて、諸種の事情によつて兩者の間に夫々異つた因果關係を以て變化して行つた事であらうが、とにかく、今日の宗教學、社會學、民族心理學等の研究によると一般に

人格的祖神の信仰の出現は、其の生前に族衆から畏敬されてゐた偉大な君長、族長を死後に於ても生前の畏敬を移して神として崇拜し、其が引き續いて子孫によつて祭られる事から生じ、而して其がやがて、從前の驚畏崇拜の對象であつた動植、自然物、自然現象殊にトーテム祖先等にも類化されて其等も次第に人格的要素を加へ來つて遠祖神になるものであると云はれてゐる。随つて紀記の神話、傳説に見えた右の諸神には右に述べた様な過去の社會組織の反映と共に、又いづれも人格的祖神であるから、此處に述べた様な第三段の宗教階梯に於ける神の信仰をも表してゐる。

即ち此を要するにトーテムクランから一段進んで一大クラン中に多くの祖神クランとも云ふべきものが存在する事となつたわけである。さて人格的祖神を祖先とする此の祖神クランの内容は動植物等を祖先とするトーテムクランよりは一層ウヂの内容に近づいてゐる、否内容に於ては殆ど同様なものとなつたわけである。

而も神武紀記等の歌に久米の子等と云ふ語が見えてゐるが、實際に早くから氏族の名稱として古事記に、天津久米命此者久米直等之祖也と見えてゐる様に天津久米命なる祖神名から久米と呼ばれたもの、或は久米なる氏族の名稱から天津久米命なる祖神名を奉つた



ものがあつたとすれば、トテムクランがトテム名を以て其の名稱としたのに代つて、祖神名がクラン名たるもので、又クランの名稱としてのウヂの形式方面をも此の祖神團體は有した事になるのであるが、紀記等に見える歌には後世のものを挿入したものが多いのであるから、右を證明とする事は出来ない。しかしともかくもトテムクランがトテム名で呼ばれた如く、又後世には實際祖神名を氏族の名稱としたものがあるのであるから、此の時代にも祖神名を以てクランの名稱が呼ばれる様な事は恐らくあり得た事であらう。又此の時代のクランにも地名を以て呼ばれたものもあつたであらう。又分れたクラン中にはその特異な職業名を以て呼ばれる様なものもあつた事であらう。けれども恐らくいづれも未だ制度的確定的な名稱ではなかつたのであらう。

而して右の一大クランは所謂部族とも云ひ得べきものであつて、そうして部族が當時我國の各地に存在するに到つた事であらう。そうして其等諸部族の間には早くから交渉、衝突の生じた部族もあつたであらうし、又山地の谷合等に發達した部族には割合に長く他の部族と交渉なしに進んで行つたものもあらう。

後者とても非常に長い間には人口が増加したために段々と四方に發展する事となり、他の部族と接觸するに到つた事であらう。而して紀記等に屢々見える天<sup>ツ</sup>神、國<sup>ツ</sup>神の語には或は後世の宗教的信仰の影響(即ち天<sup>ツ</sup>神は高天<sup>ツ</sup>原信仰の上に成立してをり、その高天<sup>ツ</sup>原信仰は支那の道教の影響があるのではないかと云はる)もあるかも知れないが、其の中には又或程度まで實際部族の接觸に於て、我が皇室を中心とした部族の系統と他の諸部族の系統とを分つ當時の實際状態の反映があるのではあるまいか。(天<sup>ツ</sup>神、國<sup>ツ</sup>神を別人種、別民族と見る如き事は、今日考古學上等から認められなくなつた所である)なせなれば天<sup>ツ</sup>神、國<sup>ツ</sup>神と云ふ事は紀記等に政治上、婚姻上等に於て屢々重大視されてゐる様であつて、それが宗教的信仰の上に發するものとしても、そうした重大な又力強い信仰の生ずるには何事か實際上のよりどころがなければならぬから。

さてそうした接觸、衝突の中に最も有勢であつた我皇室を中心として一大部族は他の部族を合せて此處に一小國家が成立する事となつたのであらう。而して合せられた國<sup>ツ</sup>神の内容をなす様な系統も、矢張天<sup>ツ</sup>神、國<sup>ツ</sup>神の語によつて表徴されてゐる如く(天<sup>ツ</sup>神、國<sup>ツ</sup>神の語の内容をなす様な系統的區別は重せられた事であらうが)尙天<sup>ツ</sup>神と等しく神



の系統として其の間に別に階級的差別は設けられなかつた様である。

右の如く我國の古代には系統による階級的差別は未だなかつたが、皇族及び天<sup>ツ</sup>神、國<sup>ツ</sup>神の語の内容をなす様な系統的區別そのものは古くから存在したのであらう。随つて此れ又或程度までカバネ(カバネは後に述べる如く一面系統的區別によつてゐるのであるから)の一面の内容的胚種と見られよう。

天<sup>ツ</sup>神、國<sup>ツ</sup>神なる語の内容としての彼我の部族系統と云ふ様なものは古くからあつた事であらうが、尙其のアマツカミ、クニツカミと云ふ様な名稱そのものも古くから實際に存在したものとすれば、カバネの一内容たる系統を表はす名稱として或程度のカバネの名稱的胚種ともなるわけであるが、此の名稱が古くから存在したのか否かは尙疑問である。

更に國家成立後に於ては(その中に合された諸部族はやがて)從來全然獨立して存在してゐたのに對して國家の一部分として國家の政治組織中に入れられる事となり、(勿論未だ封建的ではあらうが)その國家の政治組織中の一部としての名稱があたへられるに到つた事であらう。神武紀記、成務紀記に見える國造、縣主、稻置等は勿論其の記載

通りを又その年代を直ちに信用する事は出来ないけれども、或程度まで國家成立後の政治組織の整頓と共に實際に設置されるに到つたものであらう。(勿論その名稱には舊來地方で用ひてゐたものをそのまま採用したのもあつた事であらうが、既に先人の説かれし如く魏志の倭人傳に見える伊尼冀は稻置に當るものであらうから、我國に於て此等のものは比較的早くから實在したのである事が知られる。而して此等の國造、縣主、稻置等は後に述べる如くカバネが系統(皇別、天神、國神等)と共に更に國造、縣主、稻置等の古代地方官の種類によつても差別づけられたのであるから、そうした方面の胚種も此處にあつたわけである。現に後には此等の名稱も一種のカバネとなるに到つてゐる。しかし此の時代には未だカバネなる語は見えず、況や此等の名稱がカバネとして用ひられてはゐなかつたらしい。殊に國造、縣主、稻置等の間に特に後のカバネの如き階級的差別があつた様には見えないのである。

さて一方、國家成立後にはそれ以前よりも國家内に含まれるクランが愈々多くなつて行つてそれ等を分つたためにそのクランの所在地名等を附して呼ぶものが多くなつた事であらうし、又特異な職業名を以て呼ぶものも増加した事であらう。しかし又此



の時代には未だウヂなる語は見えず、此等の名稱もウヂの如く制定的、確定的、從つて割合永續的なものではなかつた様である。その事は既に太田氏の「日本古代氏族制度」七一八頁や津田博士の「古事記及び日本書紀の新研究」三七〇—三七一頁に於て論せられてゐる。

以上を要するにウヂ、カバネの胚種は、非常に古くから或程度まで存在したが、尙其等はウヂ、カバネの如き制定的、確定的のものでなく、殊にカバネの胚種の如き未だカバネに重要な階級的差別と云ひ得る程のものもなかつたのである。けれども、其の後時代が進むと共に、多くクランの間には、次第に勢力の相異が生じ、隨つてそれによる階級的差別が、内容に於ては出來つゝあつたのである。しかし未だ其に對して階級的名稱を附して明確に階級を序次する様な事は出現してゐなかつたのである。

## 第二章 本邦氏族の出現

—附、支那の氏族、朝鮮の氏骨—

我國に於ける氏族の出現。其は何時頃發生し、又如何にして生じたか、前述の氏種、種、姓的胚種から其儘發達したものであるか、それとも外國の影響が加つて發生するに到つたものか、不幸にして現存する資料は其等の事を明示しない。隨つて發芽後の發育程度と既に發育したものに表れた性質とにより逆に溯つてこれを判斷推測するより外はない。而して其等の性質と外國のそれとの關係を知るために、又よし關係が無いにしても外國のそれと比較して我國の氏族の性質を一層明に識別する爲めにも先づ支那、朝鮮のものに就いて一瞥しておく必要があらう。

支那の氏族に就て我國では江戸時代の學者は勿論、最近の内田銀藏博士に到るまでも多くは先づ左傳の隱公八年の條の「天子建德、因生以賜姓、胙之土而命之氏、諸侯以字爲



諡、因以爲族、官有世功、則有官族、邑亦如之、公命以字爲展氏、この句を引かれる。しかし支那の氏姓の眞の性質、發展を知るにはそれ以前に溯らねばならない。さればといつて顧炎武の日知録を始め多くの支那人の姓に、關する記載や、那珂博士の支那通史中の「名字、姓氏及世族」の章に述べてゐられる様な太古五帝の氏姓は、一體五帝そのものが既に後世の陰陽五行説から組立てられたものであり、殊に其氏姓の如き後世の附會に成ると思はれるものであるから、之を直ちに材料として用ひる事は出來ない。そこで此の際にも別の方面から新に研究を進める必要があらう。

さて支那の所謂漢民族にも嘗ては恐らくトイテミズム時代が存在したであらう。

三田「史學」第一卷第一號、第二號に「支那古姓とトイテミズム」と云ふ題で松本信廣氏が述べてゐられる様に、支那の古文献に表れた主な姓に動植物名や天然現象の名稱のものが多い事及びトイテミズムの要素をなす思想の存在する事は、其等を以て直ちに支那に於けるトイテミズムの殘存と見る事は出來ないまでも、幾分其の痕跡をとどめたものと見る事が出來やう。かくトイテミズムが存在したとすれば、其のトイテム氏族はトイテム名を以て呼ばれ、其が後まで繼續して支那の古文献に表れる様なトイテム名

的な姓となり、トイテミズム時代から引續き太古に一般的な女系を以て傳はり、従つて姓の字が女偏と生と云ふ字で成り立ち、説文篇下にも

媪 人所生也、古之神聖人母感天而生子、故稱天子、因生目爲姓、从女生

と見え、又諸種の姓も多く女に従ふに到つたのであらう。例へば、媪、媯、姚、姁、姁、姜、嬴等の如きは其の一例である。

しかし支那殊に原始漢人種の住した黄河上流域は所謂「肥土」の肥土として早くから多くの種族の混住争奪の地となり、夙に男權男系が發達し、従つて女系の姓に對して男系を表す氏が發生する事となつたらしい。其氏も矢張血統團體の名稱として血統を表すものである事は「文源」に氏の字源を説明して

氏 象形、人聲、按古作不期、作公賀、不象山岸脅之形、本義當爲根柢氏韻、柢韻、雙聲旁

轉氏象根・其種也、姓氏之氏亦由根柢之義引伸

とあるのでも知られやう。但し姓の名が主として生によつてつけられ、トイテム名の名残が多いのに對して氏の名は恐らく前述の如く土地が重要なものとなり、土地意識が著しくなつたため、多く土地の名を附せられた事は例の左傳隱公八年の條に



因生以賜姓、胙之土而命之氏注に因其所由生以賜姓、謂若舜由媯洧故陳爲媯姓、報之以土而命氏曰陳、正義諸侯之氏則國名是也

とあるのでも察せられやう。而して母系が姓、父系が氏を以て呼ばれる事は、尙春秋時代までは一部分の形で残つてゐる。即ち左傳哀公十二年の條に

夏五月、昭夫人孟子魯の昭公の夫人卒、照公娶于吳、故不書姓、死不赴、故不稱夫人、不反哭、故不言葬。小君孔子與弔、適季氏、季氏魯の卿大夫不纒、放經而拜。

こゝに孟子は魯の昭公の夫人で、其の卒するに及んで不書姓とあるが、其は同姓の爲に書かなかつたので、異姓の夫人であつたならば姓を書くのが一般の習慣であつたのであらう。そうすると夫人周代には諸侯の嫡妻を夫人と云ふ、今日の支那は一般に姓を以て呼ばれ、此に對して男である魯の卿大夫季子には季氏を以て呼ばれてゐる事が思はれる。もつとも男子にも異姓結婚のために周室、魯侯の姫姓の如く屬する姓がある。又女の妻となつた者も自分の出生の家の氏を以て呼ばれる事のある事は、左傳の哀公三年の條に、南氏季氏の妻生男云々とあるのでも知られる。

尙當時は姓も氏も原則としては天子が賜ふものである事、少くともそう云ふ思想の

あつた事は前掲の左傳隱公八年の條に

衆仲對曰、天子建德、因生以賜姓、胙之土而命之氏。

其他周語に

帝嘉禹德、賜姓曰姒、氏曰有夏、胙四岳國、賜姓曰姜、氏曰有呂。

とあるのでもうかゞはれやう。隨つて此によつて姓氏は或程度まで制定的のものであつた事が察せられる。而も通志略氏族に

三代姓氏分中略、姓氏所以別貴賤、貴者有氏、賤者有名無氏。

と云つてゐる様に氏は賤者にはなかつた様である。

さて姓、氏の他に、尙人口が次第に増加し、氏が分れて別の血族團體をなすものが多いと、其等の分れた血族團體は族と呼ばれてゐる（もつとも族も矢張氏と呼ばれてゐるものがあるが）。既に周語には

天下之廣、兆民之衆、非君所賜、皆有族者、人君之賜、姓賜族爲此、此族之始祖耳、其不賜者、各從其父之姓、族非復人々賜也。

と見えてゐる。



然るに春秋の末、戦國の代には天下の争亂が愈々甚しくなり、氏族の分裂崩壊するものが多く、從つて姓氏、族、混亂し、又混同する事となつた。

一般に氏族の混同を司馬遷の史記に始まるとしてをる。例へば日知錄卷二十三、氏族の條に

姓氏之稱自太史公始混而爲一、本紀於秦始皇則曰姓趙氏、於漢高祖則曰姓劉氏とあり、清の胡渭も同様の説を唱へ、又栗田寛博士も其の「氏族考」及び「國造本紀考」に於て同説を引いてゐられる。

しかしかう云ふ事柄が、一個人の力のみで變化され得るものでも無ければ、又急にそ  
うなるものでもないから、さう書かれるに到るまでには餘程以前からさう云ふ現象が  
起つてゐたものと見なければならぬ。そうすると鄭樵が氏族略の氏族序に

三代之後姓氏合而爲一、皆所以別婚姻

と云ひ、又那珂博士が其の支那通史の「名字姓氏及世族」の章に

及戰國時婦人亦不稱姓、而姓之用廢、自是謂氏族曰姓、姓與氏無有異義

と云つてをられる方が正しい見解であらう。此の以後の姓氏、族は支那に於ては大體

此と同様な趨勢を以て進んで行つたのである。

次に朝鮮半島に就いて其の社會發達の事情は今日之を詳にする事は出来ない。殊  
にトイテムズムの存在に就いては明に其の證據を見出す事は出来ないが、世界に於け  
る多くの種族と同様に朝鮮に於ても其の諸種族は其の地或は其の地に來る以前に嘗  
てトイテムズム時代を經過した事であらう。しかし其の内容及び其の團體の名稱に  
いかなるものがあつたかは之を明にする事を得ない。けれども其の次の社會階段で  
ある「長」をいたゞく氏族村落に就いて文獻上これを求めれば、まづ三國史記の新羅本紀  
第一に

先是、朝鮮遺民分居山谷之間、爲六村、一曰闕川楊山村、二曰突山高墟村、三曰背山珍支  
村、或云千珍村四曰茂山大樹村、五曰金山加利村、六曰明活山高耶村、是爲辰韓六部、高墟村  
長、蘇伐下略

又三國遺事卷第一の新羅始祖赫居世王の條には

辰韓之地、古有六村、一曰闕川楊山村、南今曇嚴寺、長曰謁平、初降于瓢崑峯、是爲及梁部  
李氏祖、奴礼王九年置、名及梁部、本朝天祖天福五年、唐于改名中興部、波替東山彼上東村屬焉二曰突山高墟村、長曰蘇伐都利、初降于兄



山、是爲沙梁部梁讀云道或鄭氏祖、今日南山部、仇良伐麻等鳥道北廻德等南村屬焉稱今  
太祖所置也、下例知三曰茂山大樹村、長曰俱一作禮馬、初降于伊山、一作皆是爲漸梁一作部、又牟梁  
 部、孫氏之祖、今云長福部勝覽福作德、東國輿地朴谷村等西村屬焉、四曰豨山、珍支村一作賓之、又長曰  
 智伯虎、初降于花山、是爲本彼部、崔氏祖、今日通仙部、柴巴等東南村屬焉、致遠乃本彼部  
 人也、今皇龍寺南味吞寺南有古墟、云是崔侯古宅也、殆明矣、五曰金山、加利村今金山、栢  
 也、長曰祇沱一作他、初降于明活山、是爲漢岐部、又作韓岐部、裴氏祖、今云加德  
 部、上下西知乃貌等東村屬焉、六曰明活山、高耶村、長曰虎珍、初降于金剛山、是爲習比部  
 薛氏祖、今臨川部、勿伊村仍仇於村、關谷一作葛谷等東北村屬焉、按上文此六部之祖、似皆從  
 天而降、弩禮王九年始改六部名、又賜六姓

といふ記載を持つ。しかし時代が草昧に屬し、殊に三國史記、更に三國遺事は、はるか後  
 世の編纂物であるから、此の記載のまゝを直ちに信用する事は出来ない。けれども一  
 般の社會發達の階段と思ひ合せて、或程度まで其の核心に於ては經過した過去の社會  
 階段の一期氏族村落の事を反映したものであらう。

此等の諸氏族村落が合して更に其の上に酋長を戴く部族となる。三國史記新羅本

紀の前掲の次に

高墟村長蘇伐公望楊山麓、蘿井傍林間有馬、跪而嘶、則往觀之、忽不見馬、只有大卵、剖之  
 有嬰兒出焉、則收而養之、及年十餘歲、岐巖然夙成、六部人以其生神、異推尊之、至是立爲  
 君焉、辰人謂瓠爲朴、以初大卵如瓠、故以朴爲姓、居西干、辰言王或云呼貴

又三國遺事卷第一新羅始祖赫居世王の條に

前漢地節元年壬子古本云建元元年、又建元三年等、皆誤三月朔、六部祖各率子弟、俱會於闕川岸上、議曰、我  
 輩上無君主、臨理蒸民、民皆放逸、自從所欲、盍覓有德人、爲之君主、立邦設都乎、於是乘高  
 南望、楊山下蘿井傍、異氣如電光垂地、有一白馬、跪拜之狀、尋檢之、有一紫卵一云青馬見  
 人長嘶上天、剖其卵得童男、形儀端美、驚異之、浴於東泉東泉寺在、身生光彩、鳥獸率舞、天  
 地振動、日月清明、因名赫居世王蓋鄉言也、或作弗矩內王、言光明理世也、說者云、是西述聖母之所誕  
英、又焉知非西述  
聖母之所現耶

此の記載は朝鮮に一般的な卵生傳説で、勿論事實として信用する事は出来ない。殊に、辰  
 人謂瓠爲朴、以初大卵如瓠、故以朴爲姓、と云ふ事は恐らく後に出來た姓の起源説話であ  
 らうが、其の諸村が合して部族團體となり、其の團結を徐羅伐一に徐耶伐、又徐伐と云つて、



支那の史書に見える辰韓十二國の一斯盧となるに到る段階を反映したものであらう。而してその酋長に就いて同紀第一卷儒理尼師今年年の條に

昔南解將死、謂男儒理瑁脫解曰、吾死後、汝朴昔二姓、以年長而嗣位焉、其後金姓亦興、三姓以齒長相嗣、故稱尼師今

と見えてゐる。此も同様に直ちに其の儘信用する事は出来ない。其の姓と記るされたものも果して嚴密な意味での確定的、永續的な存在があつたかは疑問であるが、尼師今なる稱號はやゝ後まで表れ、恐らく主君わしぎみにあたるものと云はれ、其の尼師今は勿論王號を稱するに到つてからも王室には姓があり、而も尼師今時代は勿論、王號時代に入つても神徳王の如き昔、金兩姓の外に朴姓の出がある事は、此の傳説の成立に到る所以に朝鮮に於ける王統が一系でない事實の反映があるのであらう。

とにかく支那の史書によつて、やゝ明に表れて來る所では、朝鮮の諸種族は多く此の部族時代からである。後漢書の東夷列傳第七十五には

韓有三種、一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁辰、馬韓在西、有五十四國、辰韓在東、十有二國、中略弁辰在辰韓之南、亦十有二國、中略凡七十八國、伯濟是其一國焉、大者萬戶、小者數

千家、各在山海間地、合方四千餘里、中略諸國邑各目一人主祭天神、號爲天君、又立蘇塗

中略或名之爲辰韓、有城柵、屋室、目諸小別邑、各有渠帥、大者名臣智、次有儉側、次有樊祗、

次有殺奚、次有邑借皆其官名中略

高句驪、中略凡有五族、有消奴部、絕奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部、註略、本消奴部爲王、稍微

弱後桂婁部代之、其置官有相加對盧沛者、古鄒大加

魏志の東夷傳には

韓在帶方之南、東西以海爲限、南與倭接、方可四千里、有三種、一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁韓、辰韓者古之辰國也、馬韓在西、中略各有長帥、大者自名爲臣智、其次爲邑借、散在山海間、無城郭、有爰襄國、牟水國、桑外國、小石索國、大石索國、優休牟涿國、臣漬活國、伯濟國、速盧不斯國、日華國、古誕者國、古離國、怒藍國、月支國、咨離牟盧國、素謂乾國、古爰國、莫盧國、卑離國、占離卑國、臣覺國、支侵國、狗盧國、卑彌國、監奚卑離國、古蒲國、致利鞠國、冉路國、兒林國、駟盧國、內卑離國、感奚國、萬盧國、辟卑離國、白斯烏旦國、一離國、不彌國、支半國、狗素國、捷盧國、牟盧卑離國、臣蘇塗國、莫盧國、古臘國、臨素半國、臣雲新國、如來卑離國、楚山塗卑離國、一難國、狗奚國、不雲國、不斯漬邪國、爰池國、乾馬國、楚離國、凡五十餘國、大國萬餘



家、小國數千家、總十餘萬戶(中略)辰韓、在馬韓之東(中略)始有六國、稍分爲十二國、弁辰亦十二國、又有諸小別邑、各有渠帥、大者名臣智、其次有險側、次有樊濊、次有殺奚、次有借邑、有已祗國、不斯國、弁辰彌離彌凍國、弁辰接塗國、勤耆國、難彌離彌凍國、弁辰古資彌凍國、弁辰古淳是國、冉奚國、弁辰半路國、弁樂奴國、軍彌國、弁軍彌國、弁辰彌烏邪馬國、如湛國、弁辰甘路國、戶路國、州鮮國、馬延國、弁辰狗邪國、弁辰走漕馬國、弁辰安邪國、馬延國、弁辰瀆盧國、斯盧國、優中國、弁辰韓合二十四國、大國四五千家、小國六七百家、總四五萬戶、其十二國屬辰王、辰王常用馬韓人作之、世世相繼、辰王不得自立爲王(中略)弁辰與辰韓雜居(中略)十二國亦有王、

高句驪(中略)其國有王、其官有相加對盧沛者、古雛加主簿優臺丞使者、皐衣先人尊卑各有等級、東夷舊語以爲夫餘別種(中略)本有五族、有涓奴部、絕奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部、本捐奴部爲王、稍微弱、今桂婁部代之

晉書の四夷傳には

韓種有三、一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁韓(中略)馬韓居山海之間、無城郭、凡有小國五十六所、大者萬戶、小者數千家、各有渠帥(中略)國邑各立一人主祭天神、謂爲天君、又置別邑、名

曰蘇塗(中略)辰韓(中略)初有六國、後稍分爲十二、又有弁辰、亦十二國、合四五萬戶、各有渠帥、皆屬於辰韓、辰韓常用馬韓人作主、雖世々相承而不得自立、

此等後漢、魏、晋と長い年代の間には其の國數の差や國名の相異の表してある様な多少の分合や變動があつたかも知れないが、大體に於て其の國數の多さや、其等の國名や、其の邑を包含する事や、有する戸數によつて、其等は民族的邑を統合した部族團體と云ふべき程度のものである事がうかゞはれる。もつとも中には其等の上には王のあるものも見えるが、其の力は微弱で未だ統一した國家と云ふべき程のものではない。ところが其終に其等が統一されて國家を形成するに到つた事は南史の東夷傳に

百濟者其先東夷有三韓國、一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁韓、弁韓辰韓各十二國、馬韓有五十四國、大國萬餘家、小國數千家、總十餘萬戶、百濟卽其一也、後漸彊大兼諸小國、新羅其先事詳北史(中略)魏時曰新盧、宋時曰新羅、或曰斯羅、

高句麗在遼東之東千里、其先所出事詳北史、

北史の外國傳には

百濟之國蓋馬韓之屬也、出自索離國、其王出行其侍兒於後妊娠、王還欲殺之、侍兒曰、前



見天上有氣、如大雞子來降、感故有娠、中略王以爲神命養之、名曰東明、乃長善射、王忌其猛復欲殺之、東明乃奔走南、至淹滯水、以弓擊水、魚鼈皆爲橋、東明乘之得度、至夫餘、而王焉、東明之後有仇台、篤於仁信、始立國於帶方故地、漢遼東太守公孫度以女妻之、遂爲東夷強國、初以百家濟、因號百濟、其國東極新羅、高麗麗、中略王姓餘氏、號於羅瑕、百姓呼爲韃吉支、夏言並王也、王妻號於陸、夏言妃也、官有十六品、中略國中大姓有族、沙氏、燕氏、芴氏、解氏、真氏、國氏、木氏、苗氏、其王每以四仲月祭天及五帝之神、立其始祖仇台之廟於國城、新羅者、其先本辰韓種也、地在高麗東南、居漢時樂浪地、辰韓亦曰秦韓、相傳言秦世亡人避役來、適馬韓、割其東界居之、以秦人故名之曰秦韓、中略辰韓之始有六國、稍分爲十二、新羅則其一也、或稱魏將母丘儉討高麗破之、奔沃沮、其後復歸故國、有留者遂爲新羅、亦曰斯盧、中略其國初附庸于百濟、百濟征高麗不堪戎役、後相率歸之、遂致強盛、中略其官有十七等、下略

高句麗其先出夫餘、中略朱蒙至紇升骨城、遂居焉、號曰高句麗、因以高爲氏、其在夫餘妻懷孕、朱蒙逃後生子、始閭諧及長知朱蒙、爲國王、中略官有大對盧、太、大兄、大兄、小兄、竟侯、奢烏拙、太、大使者、大使者、小使者、褥奢、翳屬、仙人、凡十二等、分掌内外事、其大對盧則以強

#### 弱相陵奪而自爲之、不由王署置復有内評五部

此等の記載は要するに各王室の始祖に關する傳説に過ぎないものであるから、勿論其の儘事實と認める事は出来ない。しかしともかくも其の統一國家が百濟、新羅、高句麗等の國名、名稱である所から見ても大體前述の諸部族の一、伯濟、斯盧、高句麗が統一指導的部族となり、他の諸部族が被統一併合部族となつて成立した國家であらう。而して其統一部族の首長となつたものは、果して前掲の記載の様に他國から來た者か、或は其の國人かは、俄に決し難いが、いづれも後に現れた所でも餘氏とか高氏とか金氏とか氏の名稱を有する。其等の中には夫餘から餘氏、高句麗から高氏等と種族名、國名等の一部が同時に王室の氏の名稱となつてゐるものがあるが、果して王室の氏の名稱と其の種族名や國名との間に直接の有機的關係があるか否かは疑問であるが、比較的古くから氏の存在した事が察せられる。それから王室以外の者にも古くから氏の名稱があつたらしい。其等の氏の名稱が果して何時如何なる理由で出來たか其の實際は解らないが、兎も角も記録の上では多くは賜つた事になつてゐる。例へば三國史記新羅本紀儒理尼師今の條に



九年春、改六部之名、仍賜姓。楊山部○前掲の楊山村に當る爲及梁部、姓李、○前引の三國遺事の以下、高墟部爲砂梁部、姓崖、大樹部爲漸梁部○一云、姓孫、于珍部爲本彼部、姓鄭、加利部爲漢祗部、姓裴、明活部爲習比部、姓薛。

又同記の高句麗本紀第一琉璃明王の條に

二十四年秋九月、王田于箕山之野、得異人、兩腋有羽、登之朝、賜姓羽氏、俾尙王女

同記高句麗本紀第二大正神王四年の條に

忽有一壯夫曰、是鼎吾家物也、我妹失之、王今得之、請負以從、遂賜姓負鼎氏。

同紀同王五年の條にも

乃與萬餘人來投、王封爲王、安置豫那部、以其背有絡文、賜姓絡氏。

等と見えてゐる。勿論此等の記載はそのまゝ直ちに信用する事は出来ないが、比較的早くから氏なるものがあり、而して其の李とか、崔とか云ふ支那式な名稱から見ても、恐らく他の文化と同様に支那の影響を受けて現はれるに到つたものであらう。而も賜姓の記されてゐる事は、姓が自然に發達したまゝのものでなく、設定的のものであつた事を物語るものであらう。

尙、一般人民には氏の無つた事は新唐書の東夷傳新羅の條にも「王姓金、貴人姓朴、民無氏」と見えてゐる。而して其等の王室と臣民の諸氏との間は、勿論其の統一部族系統の諸氏と被統一部族系統の諸氏との間に、又其の部族の中の支配者、被支配者の間に階級と云ふ程でないまでも何等か社會上の差別が出來た事であらう。殊に外來種族が統一者となつたものがあれば一層著しく存し得る事であらう。しかし現存の史料では其の直接の表れを明に見る事は出來ない。唯新羅に就いては史林第七卷第一號に今西龍博士が「新羅骨品考」の四、五、六頁に於て既に引用されてゐる如く三國史記、三國遺事の諸所、唐令狐澄新羅國記、新唐書新羅傳、良州深源寺秀澈和尚塔碑及び國師大朗慧和尚白月葆光塔碑等に骨或は骨品なるものが見えてゐるが、其の骨品なるのは同論文十九頁にも云はれてゐる如く、新羅大部の人即ち本來の新羅人の骨品であつて、新羅王國人民全體に亘つたものではない様である。而して其の骨品の各階級と系統との大體の關係は同論文九―十八頁から要約すれば

(一)聖骨……………始祖赫居世西干より眞德女王まで所謂上代の二十八王

(二)眞骨……………太宗武烈王より末王敬順王に至るまで所謂中代、下代の二十八王



(三)得難卽六頭品……………貴族

(四)五頭品……………貴族末流の骨品、地方豪族の外眞村主○外とは内邑をも此品に准ずる

(五)四頭品……………貴族末流の骨品、地方豪族の次村主をも此品に准ずる

(六)三頭品

文獻には所見なけれど三國遺事に脱解王の素性物語中に八品姓骨の語あるは此

(七)二頭品

物語の作者が新羅在來の成語を採りて物語中に箝め込みしにあらざるか、然りとすれば八品姓骨の數になるには三頭品、二頭品、一頭品もなかるべからず、若し三頭

(八)一頭品

品以下が存在せしとすれば百姓平民の内の骨品たらざるべからず。

尙骨品と官位との相異は同論文十頁にも

伊伐干より造位に至る十七級の官位は個人の身柄を表示するものにして、官位の所有は一身に止れども、骨品は家格を表示するものなるを以て、家族男女之を所有し世襲なり。然りと雖も或る場合には降等の事あり。

又骨品と官位との關係は新唐書東夷傳(新羅の條)によれば

其建官以親屬爲上、其族名第一骨、第二骨、以自別兄弟、女、姑、姨、從、姉、妹、皆聘爲妻、王族爲第一骨、妻亦其族世子皆爲第一骨、不娶第二骨女、雖娶常爲妾媵、官有宰相、侍中、司農卿、太府令、凡十有七等、第二骨得爲之事、必與衆議、號和白、一人異則罷宰相、家不絕祿、奴僮

三千人

三國史記にも

薛鬪頭曰、新羅用人、論骨品、苟非其族、雖有鴻才傑功、不能踰越

又同記の雜志第七職官上、新羅の官號の條には

儒理王九年置十等、一曰伊伐食或云伊罷干、或云干代食、或云角干、二曰伊尺食或云伊食、三曰通

食或云通判、或云蘇判、四曰波珍食或云阿尺干、五曰大阿食、從此至伊伐食、唯眞骨受之、他宗則否(下

略)

東國通鑑にも

新羅設官有十七等、一曰伊伐食(中略)五曰大阿食、皆授眞骨、眞骨王族也

と見えてゐる。

次に百濟の骨に就ても日本書紀武烈天皇七年四月の條に百濟王の奉つた別表に

前進調使麻那者非百濟國主之骨族也、故謹遣斯我奉事於朝

とあつて、百濟國主之骨族と云ふ語があるから百濟にも古くから骨なるものがあつたのであらう。



翻つて、我國に於ける氏姓に就いて、その氏族的胚種、姓的胚種の存在は既に述べたが、次に名實共に我國の氏姓と云ひ得べきものの性質に就いて考察を試みよう。

先づ我國の氏姓と云ふ語そのものに就いて考察するに、我國の古文献には氏姓と書いて其をウヂ、カバネと讀む事、又カバネには尸、骨等の字をも用ひた事は、既に數多の學者によつて論せられた所であつて異論はない。しかし其ウヂ、カバネと云ふ語の意味に就いては、從來諸説紛々として未だ決しない。其中、宮崎道三郎博士の説は、大體に於て最も穩當と思はれる。即ち法學協會雜誌第二十三卷第二號の「姓氏雜考」にあらはれた同博士の所説を要約すれば、

氏ウヂ

漢字「氏」を朝鮮語でも 시 (シ) 又は 씨 (ジ) と發音し、其に宇音ウが添ひ、且つシ、チ、キ等の諸音は相轉じ易いものであるから、ウシ、ウジが轉じて邦語の「ウヂ」となつたものである。(邦語の中で外來語に宇音ウの添つて出來た例は、ウヲ(魚)、ウメ(梅)、ウマ(馬)、ウシ(牛)、ウケ(食)、ウミ(海)等可成あるから)。

姓カバネ

朝鮮語 가 (カ) [族の義] は、朝鮮で字音 가 である「骨」を以て、諺文發明以前に於ては古くから音譯されてゐた。其の「骨」と云ふ字を直譯したのが邦語のカバネである(骨を我國でカバネと訓ずる事は、日本書紀通證に云つてゐる)。

成程氏に就いては、前條に於て論せし如く、支那には古くから氏なる語、字及び其の實際(氏なる事實)があり、而して其の字音はシである。朝鮮に於ても可成り古くから氏なる用語及び其の實際(氏なる事實)が存在したのであるから、我國のウヂと云ふ語は宮崎博士の説かれた様な關係で生じたものかも知れない。

カバネに就いても、かの朝鮮の骨は、文献に表はれた所では、新羅の骨の様に比較的後世に明になつてゐるものである。しかし骨は前述の様に部族と關係あり、實際は割合に古くからあつたものと思はれ、殊に百濟の骨の如き既に武烈紀の上表文に表れ、其より相當以前から存在したものとすれば、宮崎博士の云はれた様な言語上の経路で朝鮮の骨から我國のカバネなる骨が出來たものかも知れない。

更に我國のカバネの種類の名稱に就いても從來異説が極めて多いが、其等の諸説にくらべると宮崎、中田、今西の諸博士の説は正鵠に近い。又史學雜誌第十六編第十二號



の中田薫博士の「可婆根考」には

臣(omi)

書紀に見えたる韓國の古官名使主も亦オミと訓ず。邦語の臣と同語なるべし。而して韓語 *om* は大貴美等の義にて、廣く事實の美稱、尊稱として用ゐられたる語なり。此に當つるに使主、臣等の漢字を以てしたるは此敬稱を以て呼ばれたる地位が臣又は使主の地位に相當したるが爲めならん。

しかし中田博士の臣(omi)に關する所説は *om* と *omi* との轉化の關係を明にされず此の説には不十分な所があり俄に服し難い。オミと云ふ語の如きは既に神代紀の人名にも見え、我國にも古くから存在したるものかも知れない。

連(muraji)

無良自と訓ず。今日韓語に首又は上頭(上長)を *ut-eu-mori* と訓ず。邦語にても主又は守を *mori* と訓ず(増補和訓栞)頭を *su-muri* と云ふ、此等の日韓兩語は元來同語ならん。而して無良自の無良は此の *mori, muri* に當り長の義ならん。古く高句麗の蓋蘇文が新設したる官名莫離支の莫離も亦此の *mo-li* ならん。無良自の自の義は邦

語主人の義たる *mu-shi, al-shi* のシと同じく主長を指す一の尊稱ならん。此の語に當つるに連なる漢字を以てしたるは此連なる字も亦韓國にて土音の音譯として用ひたるものなりしが、其の意義の無良自と相近きものありしがため、日本にても無良自の譯語として使用したるものならん。其の證據は書紀に見えたる韓人の名に中部奈卒已連欽明紀、東方領物部莫哥武連(同紀)、夫連王(新撰姓氏錄山城國諸蕃)狛造條記載高麗國主の名等の名あり。或は高句麗の官名莫離支の支が *om* と音すべくんば莫離支は無良自と同物なるべし。若し早支の例によつて *om* と音すべきものならんには莫離岐なる故、意味に於ては無良自と異なること無きも全然同語と見ることは能はず。

又連(*muraji*)に關しては前引の今西博士の「新羅骨品考」(二七頁)に「麻立干は既記の如く麻立者方言謂楸也との説あれども餘りに附會なり。思ふに麻立は頭首(*ma-shi*)の義にして、麻立干は頭干なる可し。高句麗の最上の官位號たりし、莫離支と同語にして日本語の連(*muraji, murashi*)の語に似たる事注意すべし。麻立は或は群集(此語より村里を意味する語となる)の義か」とあるが、恐らく連と莫離支とは何等か關係あるものであらう。



又法學協會雜誌第二十二卷第十一號の宮崎博士の「姓氏雜考」には、直費に就いて

普通アタヒと申して居ります日本書紀私記に神武紀の倭直部の直部を安太比倍と讀ませた等枚舉に暇あらず然し稀れにはアタヒエ皇極三年紀倭直部の傍訓併にともアタへ國の名抄和泉直注に也末多倍とあり但し也末の語尾に阿音とも書いた例がありますの安多倍の安は自ら省かりしなりと云ふ

さて韓國には、庫直、門直、廳直、馬直、府直、水直、山直、墓直、家直、桶直、肉直、湯直、直長等某直といふ名稱が大變多いのであります。又古くは繼體紀二十三年の條に加羅、已富利知伽加羅王が新羅に遣はせし使人なりといふ名稱が見えて、之を漢文を以て書けば矢張郡直或は縣直とでも書くべきものでありませう。思ふに我國の直(アタヒ)も本は之と關係があるらしいのであります。勿論支那の方にも早く殿直だの、典直だの、又直長なごいふ名稱があつたことはありましたが倭國の名稱は支那に倣ひしものならむ我邦の直接に倣つたのは寧ろ韓國の方でないかと思はれます。如何となれば、此の名稱は餘程古いもので日本と支那との間に直接の交通が未だ大に開けざりし時已に存して居つたからであります。さて其の直を我國でアタヒと云ふのは蓋し直の字には種々意味ある中に番人の意味があれば又價直の意味もありますが、番人の意味に於ては適

當の譯語、殊に之を他の意味相似たる文字より區別すべき好き譯語を得ること頗る難く、是に於いて古人は姑く其の價直の意味を取り、之をアタヒと和譯したものと思はれます。

又直をアタヒエとも訓ずのはエは長の義でアタヒエは即ち直長アタヒエと同義であるかも知れませぬ。

又直をアタへとも訓ずのはアタへのへはアタヒのヒの變化したものでありませう。

尙又史學雜誌第十七編第二號の中田博士の「可婆根考(續き)」によれば

首

オビト又はオプトと訓ず、*opuit* は *oputus* 即ち *opushi* で大上の義ならん。

造

ミヤツコ又はツコと訓ず。韓國古代人名、官名を見るに等、登 (*tenng*) なる語尾多し。此に當つるに造なる漢字を以てしたるは訓音の相似たる字を無雜作に當て拵めたるまでのことなり。即ち造の訓ツクルがツコと似たるが故に語尾のルを省略



してツコの音譯としたるものに過ぎざるべし(語尾の1を略することは韓國の譯法に多かりし)

史林の第七卷第一號の今西博士の「新羅骨品考」には、君又は公に就いて

百濟の君が王族の稱にして新羅の眞骨に或る一部分に於てのみ類似の點あれども、成立の歴史と其働とに於ては別異のものなり、日本の百濟相當年代に於て君、公等の文字を用ひてキミと訓むもの正に百濟の君字と同一の用法なる可し。

以上は主として我國のウヂ、カバネ及び其の種類に就いての言語的考察に過ぎない。随つて其の言語の日鮮類似を以て直ちに我國のウヂ、カバネを彼の國よりの輸入と見る事は出来ない。なせなれば日鮮は同一系統の語族であるから、同一の言葉が兩方に流れ、その爲め日韓類似の言葉を用ひてゐるかも知れない。よし其の言語が彼の國の影響と見ても、其れだけでは、少くとも嚴密には、其の名稱の出現が彼の國の影響によつたと云ひ得るに過ぎない。

そこで、我國のウヂ、カバネの制其のものの出現までが、彼の國の影響によるものであるかどうかを知るためには、其の内容の關係をも見なければならぬ。

前述の如く血族的團體は古くから我國に存在したが、其の團體の名稱は制定的、永續的のものではなかつた。然るに氏となつた名稱は制定的、永續的のものである。(其の事は太田氏の「日本古代氏族制度」の十二頁—十四頁にも既に述べてゐられる)此の點は前述の如く支那、朝鮮の氏と同様である。又我がウヂの名稱は一般人民には無かつた様であるが、前に記述せし如く支那、朝鮮に於いても上流氏族には氏の名稱があるが一般民には無かつた。尙ウヂとなつた名稱には紀記等の早い所に見えるものも、新撰姓氏錄等に見える古い時代の氏も、既に地名、職名と思はれるものが多い。即ち垂仁紀記から仲哀紀記に既に出てゐる尾張氏、阿倍氏、三輪氏、物部氏、中臣氏等の如く、或は新撰姓氏錄河内國皇別廣來津公の條に

豊城入彦命崇神天皇の皇子之後也、三世孫、赤麻呂、依家、地名、負尋來津君者

とあるが如く、或は又新撰姓氏錄左京神別中多米連の條に

成務天皇、御世、仕奉炊職、賜多米連也

と見ゆるが如く大體に於て氏、の名稱には地名、職名の多かつたらしい事は、もつとも所謂垂仁朝から仲哀朝に出てゐるからとて直ちにすべて古いものと信ずる事は出来ない



いが大體に於て氏の名稱は古くから地名、職名が多かつた反映と見る事は許されよう。既に我國の太古からのクランに於ても見られた所であるが、又支那、朝鮮に於ても見られる所である。

それからカバネに就いても、前述の如くもとの部族と後に合した部族、中央貴族と地方豪族との別、則ち天<sub>ツ</sub>神系統、國<sub>ツ</sub>神系統的の系統的區別は既に存在したであらうが、其等に應じて其の所屬系統の同一の多くの氏族に、共通な、制定的階級的稱號を持つ事は未だ存在しなかつた。ところがカバネに於てはこうした内容が大體備つてくる。即ちカバネが所屬系統の同一の多くの氏族に共通な制定的の稱號である事は次の諸姓と其の中に含まれる諸氏族の系統關係の統計によりて推察される。今次に煩を厭はず此を列記すれば

(一) 君

諸方君 ○筑紫國

〔筑紫國〕諸縣君、泉媛〔景行紀十八年春三月の條〕

諸方君 ○日向國

日向國有孃子、名髮長媛、即諸縣君、牛諸井之女也〔應神紀十一年冬十月の條〕

此を皇孫本紀に見るに、豐國別命 ○景行天皇皇子 日向、諸縣君等、祖

上<sub>ツ</sub>毛野君、下<sub>ツ</sub>毛野君

以豐城命 ○崇神天皇皇子 令治東國、是上<sub>ツ</sub>毛野君、下<sub>ツ</sub>毛野君等之始祖也〔崇神紀四十八年夏

四月の條〕

阿牟君

次妃日向髮長大田根、生日向襲津彥皇子、是阿牟君之始祖也〔景行紀四年の條〕

大上君、武部君

初日本武尊娶兩道入姬皇女爲妃、生稻依別王、次足仲彥天皇、次布忍入姬命、次稚武王、其兄稻依別王、是犬上君、武部君、凡二族之始祖也〔景行紀五十一年の條〕

尋來津君

豐城入彥命之後也、三世孫、赤麻呂、依家地名、負尋來津君者〔姓氏錄河内皇別廣來津公の條〕

持君



豊城入彦命之後也、四世孫、荒田別命、男、田道公、被遣百濟國娶止美邑吳女、生男、持君、  
〔姓氏錄河内皇別止美連の條〕

多奇波世君

豊城入彦命、五世孫、多奇波世君之後也、續日本紀合〔姓氏錄左京皇別下住吉朝臣  
の條〕

以上の如く大體に於て公姓は崇神天皇以後の皇孫の後裔が多い。例外としては

三輪君

所謂大田田根子○國神、大物主神の子孫今三輪君等之始祖也〔崇神紀八年の條〕

宮能賣公

葛城猪石岡天降神、天破命之後也、六世孫、吉足日命磯城瑞籬宮御宇神崇天皇御世  
〔中略〕賜姓宮能賣公〔姓氏錄山城國神別神宮部造の條〕

(二) 臣

膳臣

天皇○履中〔中略〕遊宴膳臣余磯獻酒〔中略〕號膳臣余磯曰稚櫻部臣〔履中紀三年の條〕

此膳臣は孝元紀七年の條によれば、大彦命○孝元天皇の皇子是阿倍臣、膳臣阿閉臣、狹狹城山  
君、筑紫國造、越國造、伊賀臣、凡七族之始祖也と見える。

多臣

神八井耳命○神武天皇の皇子〔中略〕是即多臣之始祖也〔綏靖紀即位前の條〕

多臣祖武諸木〔景行紀十二年の條〕

和珥臣

天足彦國押人命○孝昭天皇の皇子此和珥臣等始祖也〔孝昭紀六十八年の條〕

和珥臣遠祖姥津命〔開化紀六年の條〕

和珥臣祖日觸使主〔應神紀二年の條〕

和珥臣祖難波根子武振熊〔仁德紀六十五年の條〕

吉備臣

稚武彦命○孝靈天皇の皇子是吉備臣之始祖也〔孝靈紀二年の條〕

道守臣

道守臣爲宰〔下略〕〔播磨風土記揖保郡の條〕



姓氏錄によれば左京皇別、右京皇別、山城國皇別、攝津國皇別いづれも「道守朝臣天〇」  
武八姓制開化天皇皇子、武豐葉類別命之後也」とある。

稚子臣

大彥命〇孝元天皇の皇子八世孫、稚子臣〔下略〕〔姓氏錄左京皇別上、阿倍志斐連の條〕

糟垣臣

出自孝昭天皇皇子、天帶彥國押人命也、仲臣令家〔中略〕大鷦鷯天皇德仁臨幸其家、詔號糟垣臣、後改爲春日臣〔姓氏錄左京皇別下、大春日朝臣の條〕

宇自可臣

孝靈天皇皇子、彥狹嶋命之後也〔姓氏錄右京皇別下、宇自可臣の條〕

稚武彥命〔宇自可等祖〕〔天皇本紀、孝靈天皇七十六年の條〕

出庭臣

孝元天皇皇子、彥太忍信命之後也〔姓氏錄山城國皇別、出庭臣の條〕

紀臣

彥太忍信命〔紀臣等祖〕次武埴安彥命〔阿屋臣等祖〕〔天皇本紀、孝元天皇五十七年の條〕

右の諸例の如く大體に於て臣姓は崇神天皇以前の皇裔が多い。例外としては

出雲臣

出雲臣之遠祖出雲振根〔崇神紀六十年の條〕

昔大帶日子命〔景行天皇〕誹〔景行天皇〕印南別嬢之時〔中略〕以後別嬢掃床仕奉出雲臣比須良比賣

〔播磨風土記賀古郡の條〕

然るに姓氏錄左京神別中、天孫の條に「出雲臣天穗日命五世孫、久志和都命之後也」とある。

(三) 連

大伴連

大伴武日連〔景行紀四十年の條〕、大伴武以連〔仲哀紀九年の條〕

しかし大伴氏は神武天皇即位前紀戊午年の條に「大伴氏之遠祖日臣命〔道臣〕、帥大來目〔道臣〕とあり、更に姓氏錄左京神別、天神の條には「大伴宿祢、高皇產靈命、五世孫、天押日命之後也、初天孫彥火瓊々杵尊神駕之降也、天押日命、大來目部、立於御前、降于日向高千穗峯」とある。



物部連

物部膽咋連〔仲哀紀九年の條〕、物部長眞膽連〔履中紀三年の條〕、大新河命、此命、纏向珠城宮御宇天皇仁〇垂御世中略次賜物部連公姓〔天孫本紀〕  
しかし物部氏は神武天皇即位前紀戊午年の條に、天皇素聞饒速日命是自天降者、而今果立忠効、則褒而寵之、此物部氏之遠祖也と見えてゐる。

中臣連

中臣烏賊津連〔仲哀紀九年の條〕

但し神功皇后攝政前紀には中臣烏賊津使主とも記されてゐる。又神代紀上には中臣連、遠祖天兒屋命とも見える。

尾張連

如實天孫之胤、火不能害、即放火燒室中略次生出之兒號火明命、是尾張連等始祖也〔神代紀下〕

天孫本紀には饒速日尊の四世孫瀛津世襲命に關し、四世孫瀛津世襲命亦云葛木彦命、尾張連等之命之子と誌し、又姓氏錄左京神別下、天孫の條には、尾張連中略火明命之男、天賀吾

山命之後也と云つて居る。

若倭部連

難波高津宮天皇仁賜刊栗子若倭部連池子〔播磨風土記揖保郡の條〕

姓氏錄によれば若倭部、若倭部連いづれも天神の條に入つてゐる。

石作連

昔中略此處石作連等下略〔播磨風土記飭磨郡の條〕

息長帶日女命率石作連大來、而求讚岐國羽若石也〔播磨風土記印南郡の條〕

しかし石作連は姓氏錄左京神別の中に入つてゐる。

弟意孫連

移受牟受比命、五世孫、弟意孫連之後也〔姓氏錄左京神別中、天神浮穴連の條〕

多米連

多米宿祢、同祖、神魂命、五世孫、天日和志命之後也、成務天皇御世、仕奉炊職、賜多米連

也〔姓氏錄左京神別中、天神多米連の條〕

茵田連湯母竹田連



火明命、五世之孫、建刀米命之男、武田折命、景行天皇御世、擬湯殖、賜田、夜宿之間、菌生其田、天皇聞食而賜姓、菌、田、連、後改爲湯母、竹、田、連、〔姓氏錄左京神別下、天孫湯母竹田連の條〕

右の諸例の如く大體に於て連姓は天神、天孫の神胤が多い。例外としては前述の如く中臣烏賊津連が又使主とも記されてゐる事である。

(四)直

倭直

倭直 吾子籠 〔仁德紀六十二年の條〕

然るに、神武天皇即位前紀甲寅年の條に、對曰、臣是國神、名曰珍彥、釣魚於曲浦、聞天神子來、故即奉迎、又問之曰、汝能爲我導耶、對曰、導之矣、天皇勅授漁人椎橋末、令執而牽納於皇舟、以爲海導者、乃特賜名爲椎根津彥、此云、此即倭直等始祖也、とあり、尙又神武天皇二年の條には、以珍彥一本推根津彥爲倭國造、と見ゆ。

穴門直

若能祭吾者、則曾不血、又其國必自服矣、復熊襲爲服、其祭之、以天皇之御船及穴門直

踐立所獻之水田名大田、是等物爲幣也 〔仲哀紀八年の條〕

又神功皇后攝政前紀に、三神誨皇后曰、我荒魂、令祭於穴門山田邑也、時穴門直之祖踐立中略、則以踐立爲祭荒魂之神主、仍祠立於穴門山田邑、とあるから、穴門は邑より大きい地域名で後世の長門で國位にあたり穴鑿國造の家であらうか。

紀直

紀直遠祖菟道彥(下略) 〔景行紀三年の條〕

然るに同條には、幸于紀伊國の事があるから、紀は紀伊國である事明である。従つて紀直は恐らく國造本紀の最初に見える、以天道根命爲紀伊國造、即紀河瀬直祖とあるその紀伊國造の家であらう。且つ景行紀同條に、屋主忍男武雄心命詣之、中略、則娶紀直遠祖菟道彥之女影媛、生武内宿禰、とあつて朝廷と親しい關係になつてゐる。而して姓氏錄に於ては紀直は河内和泉いづれも神別(天神)に入れられてゐる。

壹岐直

壹伎直祖真根子 〔應神紀九年の條〕



壹岐島の直であらう。

豊國直

昔者纏向日代宮御宇大足彦天皇行景詔豊國直等之祖菟名手遣治豊國中略重賜姓曰豊國直〔豊後風土記の最初の條〕

神代直

昔者纏向日代宮御宇大足彦天皇誅滅球磨噲凱旋之時中略勅陪從神代直遣此郡速來村捕土蜘蛛〔肥前風土記彼杵郡の條〕

大和直、葛木直、紀河陸直

磐余尊神武天皇中略遂治平天下既而初都橿原即天皇位勅褒其功能寄賜國造誅其拒逆者亦定縣主即是其緣也以椎根津彥命爲大倭國造即大和直祖以劍根命爲葛城國造即葛城直祖以彥己蘇根命爲凡河內國造即凡河內忌寸祖以天目一命爲山代國造即山代直祖以天日鷲命爲伊勢國造即伊賀伊勢國造祖以天道根命爲紀伊國造即紀河瀨直祖誅宇陀縣主兄猾以弟猾爲建桁縣主誅志貴縣主兄磯城以弟磯城爲志貴縣主〔國造本紀〕

越智直、壹伎直、飛鳥直、山代直、葛木直、紀直等二十五の直〔新撰姓氏錄天神天孫の條〕  
同書天神天孫の條には二十五の直が載つてゐて他の神別の地祇皇別蕃別にはきはめて少ない。

以上の諸例を綜合して見るに、直姓は主として天神天孫の後胤の或一定の地方に主となつたもの、或は其に准ずるもの、概して國造に主として賜つた姓と云ふ事になつてゐる。其の例外としては

倭漢直

倭漢直祖阿知使主其子都加使主並率己之黨類十七縣而來歸焉〔應神紀廿年の條〕

(五) 造

鳥取造

賞湯河板舉則賜姓而曰鳥取造因亦定鳥取部鳥養部譽津部〔垂仁紀廿三年の條〕  
姓氏錄右京神別上天神の條には遣天湯河桁中略天皇仁垂大喜即賜姓鳥取連とある。



稚櫻部造

長眞膽連獨尋花、獲于掖上室山而獻之、中略是日改長眞膽連之本姓曰稚櫻部造  
〔履中紀三年の條〕

日置造

志紀嶋宮御宇天皇○崇神之御世、日置伴部等所遣來宿停而爲政之所、故云置郷〔出  
雲風土記神門郡の條〕  
姓氏錄には左京諸蕃、右京諸蕃、大和國諸蕃、攝津諸蕃等の高麗の條に日置造と云  
ふのが見える。

大部造

昔大部造等始祖古理賣〔播磨風土記賀古郡の條〕  
姓氏錄には未定雜姓和泉國の條に大部首と云ふのが見える。

雀部造

神武天皇子四處、兒手研耳命無後次神八井耳命意保臣、島田臣、雀部造等祖次神淳名川耳尊即天次  
彦八井耳命茨田連、等祖〔天皇本紀神武天皇の條〕

韓矢田部造

氣長足比賣尊謚神功筑紫糟冰宮御宇之時、中略賜韓矢田部造姓、日本紀漏〔姓氏錄  
攝津皇別の條〕

右の諸例の様に大體に於て造姓は伴造の姓となつてゐる。

(六)首

錦織首

石川錦織首許呂斯〔仁德紀四十一年の條〕  
職名人名から見て恐らく歸化人であらう。

書首

王仁者、是書首等之始祖也〔應神紀十六年の條〕  
王仁は勿論歸化人である。

吉野首

臣是國神、名爲井光、此則吉野首部始祖也〔神武天皇即位前紀戊午年〕

苦編首



苦編首等遠祖大仲子、息長帶日賣命神、度行於韓國之時中略、以苦作屋、天皇勅云、此爲國富、即賜姓爲苦編首〔播磨風土記讚容郡の條〕

青海首

椎根津彥命神、國國之後也〔姓氏錄右京神別下、地祇の條〕

河浪古首

同祖〔出漢高祖皇帝之後鸞王也〕王仁孫、河浪古首〔姓氏錄左京諸蕃上、漢の中の武生宿禰の條〕

櫻野首

同上〔河浪古首之後也〕〔姓氏錄左京諸蕃上、漢の條〕

右の諸例によると首姓は大體に於て國神〔地祇〕、歸化人へ賜つた姓と云ふ事になつてゐる。

尙垂仁紀廿五年の條に

詔阿倍臣遠祖武渟川別、和珥臣遠祖彥國、中臣連遠祖大鹿嶋、物部連遠祖十千根、大伴連遠祖武日、五大夫〔下略〕

又仲哀九年紀の條にも

皇后詔大臣、及中臣烏賊津連、大三輪大友主君、物部膽咋連、大伴武以連〔中略〕則命四大夫、領百寮、令守宮中〔下略〕

とある如く臣、連姓の氏中には世襲的にマヘツギミ〔大夫〕となつてゐるものがあるから前述の同じ皇裔神胤でも造、直姓に對して臣、連姓は主として中央の有力家の姓であらうと思はれる。更に、臣、連姓の中からは當時の最高の官職とも云ふべき大臣、大連の二種のオホマヘツギミが出てゐる。即ち垂仁紀廿六年の條に

天皇勅物部十千根大連〔下略〕

成務紀三年の條に

以武内宿禰爲大臣也〔下略〕

天孫本紀には

四世孫瀛津世襲命〔饒速日尊〕、此命池心朝〔孝〕、御世爲大連供奉

而も同じ天孫本紀に又

大新河命、此命、纏向珠城宮御宇天皇〔垂〕、御世元爲大臣、次賜物部連公姓、則改爲大連



## 奉齋神宮其大連之號始起此時

とも見える。此の他にも古くから王使王コキシノオ意彌、意富彌、吉志吉師等の如き一種の姓的のものもあるが、此等は太田氏の「日本古代氏族制度」七二―七五頁に於て既に述べてゐられる様に外國の稱號、官名等が一種の姓的のものとなつたもので、主として外國人の有するものである。尙國造、縣主、稻置等もそのまゝ、姓の如きものともなつてゐる。

以上の諸例に於て此等の時代の記載は勿論未だ確に信用する事は出来ない。其中には後世の系譜による追記や名稱から附會し、逆に溯つてかいたものもあらうし、又現に前引の如く書物によつて異同もあり、又例外もある。しかし以上の諸例を以て大體の傾向の表れとして認めるとするならば、其のカバネと系統、官職との關係は前條で見た朝鮮の骨品〇もつとも朝鮮の骨品そのもの古いものがごんなと非常に類似してゐる。且つカバネが階級的なものであつた事は、後の時代には勿論の事既に允恭天皇の氏姓カバネ糾正以前の記載にも

## 皇后赦死刑、貶其姓、謂稻置〔允恭紀二年の條〕

と見えて居るから其の一端を知る事が出来る。なんとすればカバネに上下の階級あ

ればこそ、姓をおとして下のカバネ稻置とされた事があつたのであらうから。此の點も朝鮮の骨品の階級的なものと同様である。尙カバネが多く朝廷から賜はる事になつてゐる事も支那の姓氏、朝鮮の氏骨と同様である。

又ウヂの性質も前述の如く支那、朝鮮の氏と類似してゐる。且つ太田氏の「日本古代氏族制度」六三頁に於て述べてゐられる様に追記でない氏カバネ姓が垂仁紀頃から見えて來る事、又栗田寛氏の「氏族考」上、三九頁に於て

氏姓の名に繋て呼ぶに三つの沿革あり。其一は神代の時に中臣連遠祖天兒屋根命、忌部首遠祖太玉命などあるを始め、仁徳紀までは大方同じさまに遠祖に係て記されたる是也、こは未だ氏姓の唱へきはやかならぬ故にやあらん、二は垂仁天皇廿六年八月に物部十千根大連、また景行天皇廿八年に吉備武彦、大伴武日連とある類、氏の下に名あり、名の下に姓を云る是也、三は應神天皇の御世よりは壹伎直真根子、諸縣君牛諸井など次々の御卷にも氏姓名を連ねたるが往々に見えそめ、雄略天皇の御世に及ては遠祖にかけ、又姓を下にかけると稀にて、大方は氏姓名を連ね記せるが例となれりしさまなる是也、因て思ふに氏姓の唱へも制度も應神、仁徳の



御世より稍明かになりしを履仲、反正、允恭を経て、雄略の御世の頃に定りしものなるべし。

と云つてゐられる様な事、更に我國古代の文化が外國のそのの影響になるものが多い一般の大勢からも、我國のウヂ、カバネの制は外國文化の影響によつて出現するに到つたものではあるまいかと思はれる。

尙、我國のカバネが多く姓の字で寫されたのは、既に朝鮮に於ても後世の記載ではあるが、三國遺事紀異に

脱解廼言曰、中略、我國嘗有二十八龍王、從人胎而生、自五歲六歲繼登王位、教萬民、修正性命、而有八品性骨、然無棟擇皆登大位。

又國師大朗慧和尚、白月葆光塔碑の一節に

父範清降眞骨一等、曰得難。

(原註)國有五品、曰聖而、曰眞骨、曰得難、言貴姓之難得(下略)

と見えて、姓骨を通じ用ひてゐる。それは前に論せし如く朝鮮の骨と支那の周代の姓とは系統關係の同じ氏を含む點で相類似してゐるからであらう。此の點は前述の如

く我國のカバネも同様であるから、従つて我國のカバネも姓の字で寫されたのであらう。

これを要するに、ウヂ、カバネの胚種は前述の如く、古くから我國にはぐくまれたが、其の名稱及び其の制度の出現は外國文化の影響によつたものであらう。こう見ると、内田銀藏博士が「日本經濟史の研究」中の「日本上古の氏族制度に就いて」一一〇頁に於て宮崎博士のカバネの原義を朝鮮にあるとされた事は頗る尤もに思はれることである。併ながら、それ故にまたカバネの制は朝鮮よりの輸入物であるとはいへないと存じます。自分は矢張りカバネは日本に於きまして自然に發生したものであると認めるのであります。

と云つてゐられる事に就いて、成程宮崎博士の様にカバネの原義が朝鮮にある事だけを以てして直ちに我が國のカバネの制が朝鮮からの輸入物であると云ふ事は出來ないが、それかと云つて内田博士の様に詳しく理由、證據を提示されずにカバネの制が朝鮮からの輸入でないと思はれる。私は前述の様な名稱、内容の關係、理由からして甚だ不確かながらも、我がカバネの制は外國の制



そのまゝの輸入とは勿論云はないが、或程度まで外國文化の影響によつて出現したものと考へられはしまいかと思ふのである。(もつとも唐突の出現ではなくて其の胚種は前述の如く古くからあつたし、今右に見た其の制も嚴密な確定的な制度と云ふ程のものでもなく又可成漸次的に整つたものであらうが)ともかくも、既に胚胎し、又次第に芽ばえつゝあつたものに對して名實共に明確な形を與へたものは間接には支那の氏姓、直接には朝鮮の氏骨であつたのであらう。そうすると名實ともに我國のウヂ、カバネと云つてよいものの出現するに到つた時代は、はつきり何時と云ふ事はわからないが、大體に於て日鮮交通がやゝ頻繁になつて外國文化が相當移植されるに到つた頃と云つてよいのではあるまいか。

しかし我がウヂ、カバネには又支那の氏姓や朝鮮の氏骨と大に異なる所もある。我國のカバネが前に見た様な支那の姓と甚だ趣を異にする所のある事、支那の姓は主として家の系統を表はす名稱に過ぎない事、寧ろ我國後世の氏の如きものは既に江戸時代の多くの學者によつて説かれた事柄である。就中我國の皇室にウヂ、カバネの無い事は支那、朝鮮と大に異なる所である。

さて其のウヂ、カバネを持つ多くの氏族の内部の組織に就いては、既に多くの人の論述されてゐる如く、一般に其の氏族を率ゐる長があり、其を圍んで同族の氏人があり、此等はウヂ、カバネを有し、其の下にウヂ、カバネを有せず且つ必しも同一血族でない半自由民の部民、及び不自由民の奴婢があつた。而して此等の氏族は夫々氏神を持つ信仰的團體であると共に、土地其他を其の團體内に於て共有する一種の小共産團體であり、尙其の上、其の氏上によつて率ゐられて世襲的に夫々其の職に奉ずる職業的團體、嚴密な意味での經濟單位ではないが、兼政治的單位であつた。此等の事も又夙に多くの先人によつて明にされた所である。



### 第三章 初期の氏姓混亂と其の糺正

前章に述べた様に氏姓は、系統及び中央、地方の世襲的官職とも云ふべきものと、極めて密接な、否寧ろ殆ど不離の關係を持つてゐた。且其を有する者は自由民たる氏人以上に限られてゐる。随つて其の社會的政治的並びに經濟的意義も非常に大きなものであつた。其の氏姓を持つ實權實利的意義と此と因果關係的に作用する家系尊重の精神とは諸氏族をして當然其の氏姓の高貴ならん事を望ましめた。そこで其の系統や氏姓を僞稱してその地位をつくらうとするものゝ現はれるに到つたのであらう。しかし、僞稱するにしても其の僞稱を容易になし得る機縁があり、又そうした人爲的の他に自然的に氏姓系統の混亂するに到る原因もあつたのである。

それは、先づ第一に、皇族氏族が次第に發展、分派して行き、或は又多くの部の設置せられるに到つた結果、其の中には同地名、同部名の氏も生ずる様な事があり、自然その間に



混同の生ずると云つた様な事も起つたのであらう。應神紀廿二年の條に

天皇於是看御友別謹惶侍奉之狀而有悅情因以割吉備國封其子等也則分川嶋縣封長子稻速別是下道臣之始祖也次以上道縣封中子仲彥是上道臣香屋臣之始祖也次以三野縣封弟彥是三野臣之始祖也復以波區藝縣封御友別弟鴨別是笠臣之始祖也即以苑縣封兄浦凝別是苑臣○一本作苑兵之始祖也即以織部縣賜兄媛是以其子孫於今在于吉備國是其緣也

同紀五年の條には

令諸國定海人部及山守部

(古事記には此之御世定賜海部山部山守部伊勢部也)と見える

仁德紀七年の條にも

爲大兄去來穗別皇子定壬生部亦爲皇后定葛城部

(古事記には此天皇之御世爲大后石之日賣命之御名代定葛城部亦爲太子伊邪本和氣命之御名代定壬生部亦爲水齒別命之御名代定蝮部亦爲大日下王之御名代定大日下部爲若日下部王之御名代定若日下部とある)

同紀十三年の條に

始立茫田屯倉因定春米部

同紀五十年の條にも

甫定鷹甘部故時人號其養鷹之處曰鷹甘邑也

記仁德天皇の條に

爲八田若郎女之御名代定八田部也

履仲紀六年の條にも

始建藏職因定藏部

記履仲天皇の條には又

定伊波禮部也

等と見える。勿論此等の記載には時代が時代だけに直ちに其儘信用する事は出来な  
いが尙或程度まで實際の形勢を表したものであらう。而して其の海部山部の如き諸  
國に同様な名稱のもの多く随つて此を氏とするに到つた者の如きにはもとく血統  
は異なるが名稱が同じため血統まで同じと考へられるに到つたものもあらう。更に又



時代は餘程降るが孝徳紀大化二年八月の詔に

始王之名名臣連伴造國造分其品部別彼名名復以其民品部交雜使居國縣遂使父子易姓兄弟異宗夫婦更互殊名一家五分六割

と見える様な事情は遙か以前に於ても又或程度まで存在した事であらう。現に履仲紀五年の條に

因以數之曰爾雖車持君縱檢校天子之百姓罪一也既分寄于神祇車持部兼奪取之罪二也中略既而詔之曰自今以後不得掌筑紫之車持部乃悉收以更分之奉於三神

と見えてゐる。即ち此の如き氏族の盛衰興亡又は其に伴ふ氏人部民の分合交離等からも而もそれが長い年代の間に於ては一層氏族系統の混亂が起り來つた事であらう。

次に尙又古事記仁徳天皇の條に

此天皇娶葛城之曾都毘古○武内宿禰之子之女石之日賣命后大生御子中略又娶上云日向之諸縣君牛諸之女髮長比賣生御子中略又娶庶妹八田若郎女又娶庶妹宇遲能若郎女此之二柱無御子也

とあるが此の葛城之曾都毘古之女石之日賣命の立后に就いては續日本紀聖武天皇天

平元年八月の勅に

藤原夫人乎皇后止定賜加久定賜者中略然毛朕時乃未爾波不有難波高津宮御宇大鷦鷯天皇葛城曾豆比古女子伊波乃比賣命皇后止御相坐而食國天下之政治賜行賜行賜利家今米豆良可爾新使政者不有本理由行來迹事會詔勅聞宣

と見える様に臣下の娘で立后した例として特に引かれ有朋堂文庫本古事記の註にも「石之日賣命—臣下の女の皇后に立ち給へる始也」と云つてゐる。しかしこれも時代が時代だけに果してそれが事實として存在したものか否かは俄には斷定し難い。けれども當時は外國文化が漸く盛に入り來つてゐるのであるからそれに伴つて同姓不娶の風習が我社會上に影響して來た事を象徴するものと見る事も強ち出來ない事もあるまい。(もつとも尙庶妹をも娶られた事になつてゐるがしかしその二庶妹にはいづれも御子が出來なかつた事になつてゐて其處に同姓結婚の非を暗示した様子が見られる。又石之日賣命は武内宿禰の子葛城曾都毘古の女で隨つて皇別の出である。しかし既に臣下となつてゐるのであつて皇族ではない。)尙此の前朝應神天皇の御代にも和珥臣祖日觸使主の女宮主宅媛は臣下の氏の出として直接皇后となつたのではな



いが、其の御子菟道稚郎子は他の皇族出の皇后、皇妃の御子大鷦鷯皇子、大山守皇子等あらせられながら應神天皇によつて皇太子になされてゐる事は又支那流の賢者が帝位につく思想の影響と共に同族結婚に代つて異姓結婚の大に認められて來た表れとも見られよう。かく異姓結婚の風が影響して來たとすると勿論此れ以上にも異族結婚は相當行はれてゐたのであらうが、殊に當時外來の異姓結婚の風習によつて一段と多くなつた事であらう。それまで我國人に多く行はれて來た近親結婚よりは、結婚による血統の混入が多くなるわけで、それだけ系統の混亂が生じやすくなつて來てゐる道理である。

就中當時は澤山の外國人が續々と我國に入り來つて、繁衍してゐて其等の中には内地の氏族と同様な氏族を稱し、或は賜はるものもあり、殊に内地人と雜婚して生じた子孫が其の母方の地名や氏族を稱し、爲に系統混同を生じるに到つたものである事であらう。即ち應神紀十六年の條に

所謂王仁者、是書首等之始祖也

同卅一年の條に

新羅王聞之、讐然大驚、乃貢能匠者、是猪名部等之始祖也

新撰姓氏錄左京諸蕃上、太秦公宿禰の條にも

大鷦鷯天皇德仁御世、以百二十七縣、秦民分置諸郡、即使養蠶、織絹貢之、天皇詔曰、秦王

所獻絲綿絹帛、朕服用柔軟、溫煖肌膚、賜姓波多公、秦公酒、大泊瀬、幻武天皇德雄御世、絲

綿絹帛、悉積如岳、天皇喜之、賜號曰禹都萬佐

と見える。もつとも此等の名稱の起原には附會もあらうが、とにかく歸化人中に日本式の名稱を稱し、或は賜つたものあつた事は信じ得られる事であらう。更に古事記應神天皇の條に

又昔有新羅國王之子、名謂天之日矛、是人參來也、所以參渡來者、中略、天之日矛聞其妻遁、乃追渡來、中略、故更還、泊多遲摩國、即留其國、而娶多遲摩之侯尾之女、名前津見、生子多遲摩母呂須玖、此之子多遲摩斐泥、此之子多遲摩比那良岐、此之子多遲麻毛理、次多遲摩比多詞、下略

なる記載が見えるが、此の日矛來朝の事は書紀には垂仁紀三年の條に見え、播磨風土記には揖保郡の條に神代のこととしてゐて年代が異つてゐる。随つてその年代は無論



の事、物語そのものも甚だ説話的のものであつて、勿論信用する事は出来ない。けれども、朝鮮から歸化し來り、そして我國人と結婚して、其の子孫が母方の日本的氏名を稱するに至つた様な社會現象の或程度の反映と見る事は出來よう。

随つて此等の關係から氏姓系統が自然に混同するに到り、或は此等を機縁として、氏姓系統を容易に僞作する様な事は當然起り得た事であらう。

其の他又、播磨風土記揖保郡の條に

所以名伊勢野者、此野每在人家、不得靜安、於是衣縫猪手、漢人刀良等祖、將居此處、立社山本敬祭、在山岑、神伊和大神子伊勢都比古命、伊勢都比賣命矣、自此以後、家々靜安、遂得成里、即號伊勢。

なる事が見えるが、此は風土記一般の地名に對する附會傳説で、其の地名との關係の如き、勿論直ちに信用する事は出來ないが、そうした附會説の材料となつた様な事柄即ち外國人が我國に來つて從來の我國の神を祭ると云つた様な事柄は實在した事であらう。而して此の記載では此の風土記の編纂された頃まで矢張、漢人として別段其の祖先の祭つた神との系統關係をつけてゐない事は明であるが、こうした祖先の祭神との

關係から、其の子孫がもと／＼外國人でありながら國神の裔と考へるに到り、或は其を機縁として系統を國神に附會する様な事から、系統混亂が生ずるに到つたと云ふ如き事も恐らく存在し得た事であらう。

こうした諸種の原因から生ずる氏姓系統の混亂が漸く甚しくなるに及んでは、氏姓系統は前述の様に政治上、社會上、經濟上意義の大きなものであるから、其の混亂は當時に於ける重大な政治、社會問題であつて、實際又それから生ずる争訟も多かつた事であらうから、随つて國家社會の治安上、其の混亂を糾正する必要が起り、こゝにそれが探湯と云ふ様な古代民族に往々行はれた一種の神前裁判の方法を以て、行はれる事となつたのであらう。古事記の允恭天皇の條には、唯簡單に

天皇愁天下氏氏名人等之氏姓忤過、而於味白禱之言八十禍津日前居、玖訶瓮而、定賜天下之八十友緒氏姓也。

と誌されてゐるのみであるが、書紀の同天皇四年の條には其の事情がやゝ詳細に記されてゐる。即ち

詔曰、上古之治、人民得所、姓名勿錯、今朕踐祚於茲四年矣、上下相争、百姓不安、或誤失己



姓、或故認高氏、其不至於治者、盖由是也、朕雖不賢、豈非正其錯乎、羣臣議定奏之、群臣皆言、陛下舉失正、枉而定氏姓者、臣等冒死、奏可、戊申、詔曰、羣卿百寮及諸國造等皆各言、或帝皇之裔、或異之天降、然三才顯分以來、多歷萬歲、是以一氏蕃息、更爲萬姓、難知其實、故諸氏姓人等、沐浴齋戒、各爲盟神探湯、則於味檀丘之辭、禍戶碑、坐探湯瓮、而引諸人、令赴曰、得實則全、僞者必害、於是諸人各著木綿手纏、而赴釜探湯、則得實者自全、不得實者皆傷、是以故詐者愕然之、豫退無進、自是之後、氏姓自定、更無詐人。

と見えてゐる。此の書紀の文は一見文飾の様に思はれやうが、事情前述の如くであつたとすれば猶或程度まで真相を物語つてゐるものであらう。それはともかくとして此の允恭朝の糺正氏姓の事は、姓氏錄の序文にも

允恭御宇萬姓紛紜、時下詔旨盟神探湯、首實者全、冒虛者害、自茲厥後、氏姓自定、更無詐人、涇渭別流

と記され、更に古事記の序文にも歷朝中重大且つ有名な事柄を記した中に

正姓撰氏、勅于遠飛鳥

○充

と見え、尙又弘仁私記序注にも

雄朝妻稚子宿禰天皇允御宇之時、姓氏紛謬、尊卑難決、因坐甘檀丘、令探熱湯、定眞僞、今

大和國高市郡有釜是也、後世帝王見彼覆車、每世令獻本系、藏圖書寮也

延喜六年日本書紀竟宴歌にも

甘甘櫨乃丘乃久可太知支與介禮波爾己禮留多見毛可波禰數末之幾

と見えてゐるのであるから、後世まで重大な事件として傳へられたものであらう。

しかし其の年代が果して允恭朝か否かは允恭朝なる事そのものが既に確でないものであるから、はつきり何時と云ふ事は出来ないし、又或朝に唯一回だけであつたかどうかも疑問である。更にどの程度までそして又どの範圍まで糺正が行はれたかも疑問である。

然るに、太田氏は其の日本古代氏族制度(七五—七九頁)に於て古事記の允恭天皇の條に「天皇愁天下氏姓名名人等之氏姓忤過、而於味白禱之言八十禍津日前居玖訶瓮」とある事や、古事記の序文に「正姓撰氏、勅于遠飛鳥」とある事、更に又此朝以後の姓の系統がよく整つてゐる事から、此の朝に到つて初めて氏姓が制定的のものとなつたのであらうと述べられ、そうして書紀の允恭紀の前引の記載を文飾に過ぎたものとしてをられるが、



前述せし如く、一體允恭朝なる事そのものが既に未だ確なものでない。假りにそれを認めるとしても、其の引用された古事記の二文に表れた所だけでは別に氏姓制が此の時確立したと云ふ事は云へまい。又允恭朝以後の氏姓は系統が整つてゐると云はれてゐるが、大田氏自身も云はれてゐる如く尙例外があり、その程度の整ひ工合は前章で見た様に既に以前からもあつた様である。

更に又前章で述べた様に我がウヂ、カバネは外國の影響によつて出現したもので、前證した如く初めからやゝ整つた制の上に賜つたものらしい。随つて太田氏が允恭朝に到つて初めて氏姓が制度的のものとなつたと述べてゐられる事は確にそう云ひ得るか否かは甚だ疑はしい。

#### 第四章 聖徳太子の國家思想と氏姓

氏姓の混亂は上古の重大な政治、社會問題であり、随つて之が糾正は、上古の氏姓制度の時代として政治、社會上の安定の爲め、當然必要な處置であつた事は既に前に述べた如くである。

それ故其後の歷朝も大にこゝに留意された事であらうが、而も時代が進むにつれ、内外より人口が増加し、社會も複雑化して行くのであるから、前述の如き氏姓混亂の生じ易い事情も増し、氏姓の紛亂も時代と共に益々多くなつて行つた。

しかし更に國家、社會にとつて、より重大な問題は、其の氏姓制度の内容をなす世襲的階級的勢力が増長して非常に強大な閥族が出現し、跋扈するに到つた事である。尤も閥族の出現、跋扈には對外關係や、支那思想や、朝鮮の事大主義思想の影響等、其の他の色々の原因もあつた事であらうが、前述の如く當時の官職、家格は大體に於て、氏姓によつ



て世襲的に定まつてゐるので、當時にとつて有利な土地、職業、官職を有する氏、例へば古くから傳統的に有力な土地に在住した出雲氏、尾張氏、吉備氏、軍事に主としてたづさはつた大伴氏、物部氏、經濟的に有利な官職、地位にあつた蘇我氏等の諸氏は大に榮え、又上格の姓、即ち臣、連、殊に世襲的に大臣、大連も出す氏は益々勢を得る事となつた。書紀安康天皇即位前紀の條に

時太子知羣臣不從百姓乖違乃出之匿物部大前宿禰之家

古事記安康天皇の條には

所遊其殿下自弱王聞取此言便竊伺天皇之御寢取其傍大刀乃打斬其天皇之頸逃入

都夫良意富美之家也○都夫良意富美は公卿補任に反正天皇御世の條に執政葛城國使主武内宿禰曾孫葛城襲津彥孫玉田宿禰子也さあつて武内宿禰曾孫となつてゐる

書紀雄略天皇即位前紀の條にも

坂合黑彥皇子深恐所疑竊語眉輪王遂共得間而出逃入圓大臣宅

更に古事記の安康天皇の條には

自往古至今時聞臣連隱於王宮未聞王子隱於臣之家

とあるが、しかしこれ等の記載によつて、果して王子が臣の家に隠れられる事實は古か

ら今迄に無かつたかどうかは疑はしいが、ともかくも右の諸例は、此の頃に至つて有力な氏が出現して來てゐる事を暗示するものである。

尙一層かゝる事を思はしめる事は、書紀雄略天皇七年の條に

吉備下道臣前津屋或本云國造吉備臣山留使虛空經月不肯聽上京都天皇遣身毛君丈夫召焉虛

空被召來言前津屋以小女爲天皇人以大女爲己人競令相鬪見幼女勝即拔刀而殺復

以小雄雞呼爲天皇雞拔毛剪翼以大雄雞呼爲己雞著鈴金距競令鬪之見禿雞勝亦拔

刀而殺天皇聞是語遣物部兵士三十人誅殺前津屋并族七十人

同十四年の條に

小根使主小根使主根使主子也夜臥謂人曰天皇城不堅我父城堅天皇傳聞是語使人見根使主宅

實如其言故收殺之根使主之後爲坂本臣自是始焉

古事記雄略天皇の條にも

爾天皇詔者奴乎己家似天皇之御舍而造即遣人令燒其家之時其大縣主懼畏稽首白

奴有者隨奴不覺而過作甚畏故獻能美之御幣物

と見える。しかし此等の記載は、當時其の通りの事實が存在したか否かは、明確に云ふ



事は出来ないが、當時閥族が出現して意識的に或は無意識的に不遜の行爲をなす者のあつた事を推測せしめるものであらう。そうして其等の閥族の中には其の不遜の行爲によつて前引の例の如く誅罰され衰亡したのもあらうが、一方には其の誅伐に貢獻し、或は其の他種々の事にたづさはり、又は援助の功等によつて、朝廷や其他から部民や土地等を與へられ、或は又自ら私民を使役して新に開墾地を増し、益々勢力を増大したのもあつたであらう。例へば雄略紀九年の條に

於是大連奉勅使土師連小鳥作冢墓於田身輪邑而葬之也、由是采女大海欣悅不能自默、以韓奴室、兄鷹弟鷹御倉、小倉針六口送大伴室屋大連、吉備上道蚊嶋田邑家人部是也。

同紀十八年の條に

爰有讚岐田虫別進而奏曰、菟代宿禰怯也、二日一夜之間不能擒執朝日郎、而物部目連率筑紫聞物部大斧手、獲斬朝日郎矣、天皇聞之怒、輒奪菟代宿禰所有猪名部、賜物部目連。

清寧天皇即位前紀に、

(河内三野縣主小根仍使漢彥啓於大連曰、大伴大連我君降大慈愍、促短之命既續延長、獲觀日色、輒以難波來目邑、大井戶田十町送於大連。

とある等は、這般の事情を物語るものである。それと同時に記録の上には別にどの氏と明な記載は見えないが、其等閥族の中には右の様な正當な事情によらずして權勢にまかせて他の土地や部民を蠶食併吞驅使する事によつて愈々其の勢力を大ならしめたものもあらう。雄略紀十五年の條に

秦民分散、臣連等各隨欲駢使、勿委秦造、由是秦造酒甚以爲憂、と見える如き其の一端をうかゞはしめるものである。

ともかくも當時の大臣、大連等の閥族が多く、民部カキベを有してゐた事は雄略紀二十三年の條に

大連等民部廣大充盈於國(中略)一本云(中略)汝等民部甚多(下略)

とあるのでも察せられよう。随つて其の勢にまかせて專横の振舞をなす者もあつたのであらう。武烈天皇即位前紀に

大臣平群眞鳥臣、專擅國政、欲王日本、陽爲太子、營宮了、即自居、觸事驕慢、都無臣節。



とある如き其の一例と見るべきである。

殊に大伴金村の失脚後は大臣の蘇我氏と大連の物部氏の二大閥族の對立となり、兩々鏑を削る争鬪を生じ、その結果外には對外關係の失敗となり、任那の官家は新羅の爲めに滅される事となり、内には累を皇室に及ぼし、崇峻天皇弒逆の如き大逆さへも敢てなすに至つた。此處に氏姓制度の弊、閥族跋扈の害が極端となつた。かくの如き時代に出現されたのが聖德太子であらせられる。随つて其の御事業は太子の高遠な御理想と共に其の時勢をも合せ考へねば眞に其の意味を知る事は出來ない。

先づ太子攝政初年の四天王寺造營は如何なる意味があるのであらうか。日本書紀の崇峻天皇即位前紀、法王帝説、四天王寺御手印緣起等は記して物部守屋討滅の御誓願に發すとす。

しかし緣起には往々信せられない説が多いものであり、殊に太子が未だ十四歳の時の事とし、且つ其の工事が當時としては餘りに早く成つてゐる事は怪しむべき點がある。假りに其の傳説を許すとしても尙それ以上の意味があつたのではあるまいか。難波に造營された事は外國來賓に對し我國の文化を示す意味もあつたであらうが、又

其の寺の名稱を見るのに四天王寺と云つて四天王の國土守護の意から取られたものであらう。其處に太子の此の伽藍御建立の眞の意味と、太子の佛教に於ける國家主義の御理想の一端が窺はれる。黑板先生の「聖德太子御傳」に

四天王寺は實に當時の大本營とも稱すべきところであつた。この寺ははじめ太子が物部守屋を討たれた折の御誓願によつて建立せられたもので、平時には國土守護のために、一朝有事の日には敵國降伏のために、四天王をその本尊とせられたのであつた。その中で毘沙門天王が西方朝鮮の方に向けてあつたのを見て、また太子が早くから國威振興のために御決心あらせられたほどが窺はれる。

と云つてゐられる。尙推古紀二年の條には

詔皇太子及大臣令興隆三寶是時諸臣連等各爲君親之恩競造佛舍卽是謂寺焉

と見え、更に太子の十七條憲法の第二にも

篤敬三寶三寶者佛法僧也則四生之終歸萬國之極宗何世何人非貴是法入鮮尤惡能教從之其不歸三寶何以直枉

と見えて、太子は何れの時代、何れの國、何れの人にも普遍妥當な三寶を提示して國家思



想の改造統一を企圖された事が察せられる。其處に前代よりの閥族鬭争の弊を救済して對外對内の問題を解決する基調を置かれてゐられたのであらう。

そうして太子自ら此の佛教の教義を而も自ら日本的に解釋して佛典の講讚、註疏によつて傳道されてゐる。佛典の講讚については推古紀十四年の條に

秋七月、天皇請皇太子、令講勝鬘經、三日說竟之、是歲、皇太子亦講法華經於岡本宮

とあり、又法王帝説には

戊午歲○推古天四月十五日、少治田天皇請上宮王、令講勝鬘經、其儀如僧也、諸王公主及

臣連、公民、信受無不嘉也、三箇日之内講說訖也

と見え、又法隆寺伽藍緣起并流記資財帳にも

戊午年四月十五日、請上宮聖德法王、令講法華勝鬘等經、其儀如僧、諸王公主及臣連

公民、信受無不嘉也、(中略)天皇御朝乎、日月止俱長久、令榮爲而、每年法華維摩勝鬘經乎

説乍、佛御法乎、萬代爾流傳、令爲興隆麻久、欲止、誓願賜岐(下略)

と云ひ、又太子傳補闕記には

丁丑年○推古天四月八日、太子講說勝鬘經三日而畢、其儀如僧、天皇大悅、王子羣臣大

夫已下、莫不信受

とある。佛典の註疏に就いては日本書紀には別に其の記載が見えないが、法王帝説に

即造法花等經疏七卷、号曰上宮御製疏

と見え、其の他太子傳補闕記等にも

太子生年卅六、己巳○推古天四月八日、始製勝鬘經疏、辛未年○同十九年正月廿五日了

壬申年○同廿年正月十五日、始製維摩經疏、癸酉年○同廿一年九月十五日了

甲戌年○同廿二年正月八日、始製法華經疏、乙亥年○同廿三年四月十五日了

とある。尙天平十九年牒上の法隆寺伽藍緣起并流記資財帳に

法華經疏參部各四卷

維摩經疏壹部三卷

勝鬘經疏壹卷

右、上宮聖德法王御製者、

と明に誌されてゐる。

勿論右の講讚、註疏の年月は俄には決し難いが、佛法弘通の爲め太子自ら講讚註疏さ



れた事は疑無い。

而して其の中、殊に法華經の如きは、一切の衆生を平等に佛陀たらしむることを教へる一乗佛教即ち階級打破の思想が含まれる教法で、而もそれを日本の思想の上に立つて註釋し解釋して説かれた事は、前述の如き閥族專權の當時の時勢と思ひ合せて又太子の佛教弘通に於ける御精神のある所が窺はれる。(かくの如く見る時には閥族蘇我氏が自ら採用し、そうして太子の下に共にたづさはつた佛教興隆は暗々裡に思想的には自ら墓穴を掘りつゝあつたのである。)即ち太子の佛教弘通によつて、氏姓制打破は思想的に大に萌されてゐたのである。

次に、太子の御制定になつた十二冠位や十七ヶ條憲法は又如何なる意味があるのであらうか。太子の冠位御制定は往々云はれる様な單なる大陸文化に對する模倣或は對外的體面のみと見得るであらうか。其の冠位制定に就いては、推古天皇紀に

十一年(中略)十二月戊辰朔、壬申、始行冠位、大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智、并十二階、並以當色、繩縫之、頂撮、摠如囊、而著緣焉、唯元日著警華、

尙同紀には

(甲子)十二年春正月戊戌朔、始賜冠位於諸臣、各有差、夏四月丙寅朔、戊辰、皇太子親筆作憲法十七條、

と見える。然るに法王帝説には

少治田天皇御世、乙丑年三〇五月、聖德王與嶋大臣共謀、建立佛法、更興三寶、即准五行、定爵位也、七月立十七條憲法也、

とあつて其の制定の年月に相異がある。しかし當時は既に曆法も傳はり、織緯の思想も行はれた事であらうから、此等冠位制定(冠位制定は前年即ち十一年であるが)や、憲法發布は甲子革命と云ふ年を以て行はれたものであらう。(故に三善清行の革命勘文や岡田正之氏の「憲法十七條に就いて」〇史學雜誌第二十七編第六號の説は妥當であらう)。若しそうすると其處に又、太子の大なる改革の御企圖御決心がうかゞはれるのであるが、若しそれが後世から當てられたものとするも亦、其は後世から其等の創設の意義の大なる事が認められた事を示すものであつて、いづれにせよ、實際、其等の創設の御精神、内容を見る時、其の當時の時勢にとつて、否、後世まで其の意義の大なるものである事が知られる。即ち其の冠位に就いては前引の推古紀十一年の條に



始行冠位、大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智、并十二階、並以當色繩縫之

法王帝説には又

少治田宮御宇天皇之世、上宮厩戸豐聰耳命、嶋大臣、共輔天下政(中略)制爵十二級、大德、少德、大仁、少仁、大禮、少禮、大信、少信、大義、少義、大智、少智(中略)少治田天皇御世(中略)即准五行定爵位

と見えるが、これに就いて久米博士は其の著『聖德太子實錄』(二七三—一七七)に於て

准五行の冠位は書紀に始行冠位、大德、小德、大仁、小仁云々と、少は小に作れり、後に令の官名は大を少に對したれば最も常説を是とすべし  
書紀に冠は當色の繩を以て縫ひ(中略)當色とは五常を五行に配當したる色なり、まづ上位の徳は紫色を用ゐ、以下は五常の當色にて仁は木にて春の色青とし、禮は火にて夏の色赤とし、信は土にて四季土用の色黄とし、義は金にて秋の色白とし、智は水にて冬の色玄とす、仁禮信義智は青赤黄白黒の替語にすぎざるなり(中略)北史に金銀鏤華を造りて冠飾となすと見ゆ、彼是を參酌されたるなり。五行の色は隋制

に倣ふと云へども亦其以前よりある制なるべし(下略)

百濟の官は十六品なり、佐平は一品、達率は二品、恩率は三品、德律は四品、扞率は五品、奈率は六品、以上は冠に銀華を飾る、將徳は七品にて紫帶をなす、施徳は八品にて皂帶をなす、固徳は九品にて赤帶し、季徳は十品にて青帶し、對徳は十一品、文徳は十二品、みな黄帶し、武督は十三品、佐軍は十四品、振武は十五品、克虞は十六品、皆白帶す、此制は彼國の古制と稱すれども名詞の頗る漢化したるは晋宋へ交通後に漸次に改潤を加へたるならん、太子の冠位は多少こゝに參考を取られたるに似たり

と云はれてゐる。成程太子御制定の冠位には支那朝鮮の影響のある事勿論であらうが、儒教の仁義禮智信五常を五行に配當した仁禮信義智の上に徳が加つて六種であつて必しも法王帝説の云ふ様な准五行のみによつたものでなく、又百濟の十六等の官品とも其數に於て又種目に於て大に趣を異にする所があり、殊に太宰府の西高辻男爵家所藏の翰苑に

括地志曰、倭國其官有十二等、一曰摩卑、兜吉、寐、華、言、大德、二曰小德、三曰大仁、四曰小仁、



五曰六義、六曰小義、七曰大禮、八曰小禮、九曰大智、十曰小智、十一曰大信、十二曰小信とある事から其の稱呼も國語を用ひられた○史學雜誌第二十八編第八號和田英松博士事知られるのであつて冠位に於ても太子の國家的自覺の御精神がしのばれる。

さて兎も角、其の冠位の名稱は、從來のカバネの名稱の臣、連、直、造、首等政治的、社會的、統族的であるのに比して道德的であり、より整序的である。其處に既に冠位のカバネと趣を異にする一端がうかゞはれるが、更に其の冠位御制定の精神及び其の冠位の内容性質に立ち入つてしらべて見ると、氏姓とは隔世の感がある。太子の冠位制定の御精神に就いては別に明記は無いが、前記の如く冠位創設と憲法制定とは相連續してゐて、其の間少くとも御精神に於て、共通する所があるであらうから、十七條憲法に表れた御精神によつて或程度まで冠位制定の御精神をも推察し得るであらう。即ち憲法第七條には

人各有任、掌宜不濫、其賢哲任官、頌音則起、奸者有官、禍亂則繁、世少生知、克念作聖、事無大少、得人必治、時無急緩、遇賢自寬、因此國家永久、社稷勿危、故古聖王爲官以求人、爲人不求官

と見えて、殊に其の最後の一句は明に傳統的な族制政治に對する官制政治の精神を喝破されたものである。かうした御精神は同時に冠位制定の御精神でもあつたであらう。其は其の後の冠位を賜つた様子によつても證明される。即ち推古紀卅一年秋七月の條に

以大德、境部臣、雄摩侶、小德中臣、連國爲大將軍、以小德河邊臣、禰受、小德物部依網、連乙等、小德波多臣、廣庭、小德近江脚身臣、飯蓋、小德平群臣、宇志、小德大伴連、小德大宅臣、軍爲副將軍

と見えるが、其の最上の冠位大德を有する境部臣雄摩侶は推古紀によると八年以來新羅征討に功を立てゝゐるから、其に依つて賜つたのであらう。又一方舊族の中の人でも其の次の小德であつて、冠位は必しも氏姓によつてゐない事が知られる。更に又推古紀十四年五月の條に

今朕爲造丈六佛、以求好佛像、汝之所獻佛本則合朕心、又造佛像、既訖、不得入堂、諸工人不能計、以將被堂戶、然汝不破戶而得入、此皆汝之功也、即賜大仁位と見えて、一介の工人鞍作鳥が其の功によつて大仁の冠位を得てゐる。



此等の例によつても、新制の冠位は從來の氏姓の如く系統、傳統によるもので無く、むしろ進んで人材登庸の道を開いてゐるものである事が知られる。随つて、それだけ系統、傳統による氏姓の威力がおびやかされる事となり、氏姓の持つ政治的、社會的意義が減ずる事となるわけである。加ふるに賜冠位と共に往々給田の事があるので、例へば前引の推古紀十四年鞍作鳥への賜冠位の續きに

即賜大仁位、因以給近江國坂田郡水田廿町焉

と見え、冠位には又其に伴ふ經濟的内容があるのである。それ故、冠位の制定は又一方氏姓の持つ經濟的威力にも延いて或程度の脅威をあたへるわけである。

もつとも、冠位制定は、一面には氏姓の混亂が時勢と共に甚しき爲めに此を以て政治社會を秩序付ける事が困難になつたから、新な等級制を設ける必要にもよつたものであらう。ともかく太子の此人材登用主義的な冠位の御創設は實に思想的ばかりで無く、實際的にも氏姓制度の上に劃時代的な影響を與へたものと云ひ得る。

更に又太子の親肇された憲法は其の十七條の形式や、其の文句字句には勿論、大陸思想の影響や出典があるが、其は唯單に其等を借り用ひられただけの事で、其に表れた内

容には、明に當時の閥族跋扈の時弊を打破せんとする偉大なる御精神のある所がうかがはれる。既に右の冠位制定の精神を知るために前引した箇條によつても、此の憲法が氏姓制殊に當時の閥族跋扈に對して如何なる意義のあるものかの一端が知られるが、其の他殊に其の第一條に於て

以和爲貴、無忤爲宗、人皆有黨、亦少達者、是以或不順君父、乍違于隣里、然上和下睦、諧於論事、則事理自通、何事不成

と述べられ、更に同じ趣旨を第十條、第十五條にも繰返へしてをられる。

僅か十七ヶ條の中に於て三ヶ條も同旨を繰返してゐられる事は、太子が如何に強く此憲法の中で私黨否定、和合主張の御精神を強調してゐられるかが察せられる。そうして其和合は、第二條に

篤敬三寶云々

以下前引の佛教信仰を基調として、且つ殊に第三條に

承詔必謹、君則天之、臣則地之、天覆地載、四時順行、萬氣得通、地欲覆天、則致壞耳、是以君言臣承、上行下靡、故承詔必慎、不謹自敗



## 第十二條に

國司國造、勿歛百姓、國非二君、民無兩主、率土兆民、以王爲主、所任官司、皆是王臣、何敢與公賦歛百姓。

とある様な君、臣、民の關係に於て、而して他の諸條の様な戒心、殊に前引の第七條の様な官制主義によつて治國治民の實を擧ぐべき事を明示された大文字であつて、勿論後世の如き純粹の法律とは云へないまでも、當時としてはたしかに立派な法令であつて、三代格の序に

上宮太子親作憲法十七條、國家制法自茲始焉。

とあるのも必しも不當ではない。其の我國に於ける或意味での最初の成文法なる點で既に律令制の發端と云ひ得るが、更に右の様な其の内容は明に氏族制を否定し、天皇中心の下に於ける律令制的の政治方針を明示したものである。

以上の如くにして太子の諸施設は氏族の形式に對する影響はともかくとして氏族の内容殊に氏族制への打破は陰に陽に大なるものがあつた。しかし此等の氏族制への脅威は氏族打破の爲の打破でなく、畢竟治國治民と云ふ御

理想の爲めの打破であり、而も着々たる漸次的打破であるから、當時の状態として尙氏族が混亂し、氏族の系統を僞作し易からしめる事は、社會、國家の治安を害する所以であるから、太子は其が對策をも企てられた様である。推古紀廿八年の條に

是歲、皇太子、嶋大臣共議之、錄天皇記、及國記、臣連伴造國造百八十部、併公民等本記、と見えるが、此は勿論其の主たる目的は修史の御企であつたのであらうが一面には又、其の名稱から察せられる如く、恐らく系譜的のもので、隨つて氏族系統整頓の爲めの御意圖もあつたかも知れない。尙ほ其の推測は新撰姓氏錄の序文に

皇極握鏡、國記皆燔、幼弱迷其根源、狡強倍其僞說、

と見えるのでも一層強められる。



## 第五章 大化改新と氏姓

聖徳太子の御精神、御施設には、前述の如く、當時の思想、社會、政治に對して根本的に改革、改造を與へんとするものが多かつた。更に太子が大陸へ留學生、學問僧を派遣された事は、より具體的な改革の諸施設をなされるための御準備であつたのであらう。それ故太子にして今暫く御在世であらせられたならば、より以上多くの改新が實現されたに相違ない。しかし不幸にして太子は御早世になつた。そして改新そのものは其後二十餘年を経て實現される事となつた。大化の改新が即ちそれである。

大化改新は、普通、氏族制度の弊害の極、閥族跋扈するに到り、殊に豪族蘇我氏の專横甚しきに及び、其に對する反對から生ずるに到つたとする。成程蘇我氏の專横は實際枚舉に遑無く、其の氏姓に關する事のみにも推古紀卅二年十月の條に

大臣○蘇我遣阿曇連名阿倍臣摩侶二臣、令奏于天皇曰、葛城縣者元臣之本居也、故因其



縣爲姓名、是以冀之、常得其縣以欲爲臣之封縣(下略)とあつて、此は恐らく姓名にかこつけて己が本居也ツブナと云ふ口實の下に、皇室世襲の葛城縣の地を請ふたものであらう。(もつとも此の請は許されなかつたが)此の外に、皇極紀二年十月の條には又

蘇我大臣蝦蟇縁病不朝、私授紫冠於子入鹿、擬大臣位、復呼其弟曰物部大臣、大臣之祖母物部弓削大連之妹、故因母財取威於世

と見えるが、其の前者は聖德太子御制定の冠位を其の折角の御精神である人材登用主義にもとつて、氏姓の如く世襲せしめたもので、其の後者は其の母系に事よせて恣に其肉身の一人を物部大臣と呼ばしめたものである。

随つて心ある者は蘇我氏討滅の必要を痛感し、それはやがて大化改新の一つの大きな直接の誘因となつた事であらう。更に對大陸策の上からも改新の必要があつた事であらうが、此等の事と共に其の一方に大化改新の實現を可能ならしめた事情と素地とが存在した事を看過してはなるまい。大化改新の實現を可能ならしめた事情は色々あらうが、其の最も大きな事情の一は氏族の結合力の崩壊そのものの中に存在した

のである。前述の如く蘇我氏の專横は、其の反面には他氏族の凋落を意味した。即ち物部氏の如き蘇我氏の爲に本宗は滅され一族は四散した。崇峻天皇即位前紀にも

大連○物部守屋之軍忽然自敗、合軍悉被皂衣、馳獵廣瀨、勾原而散、是役、大連兒息與眷屬或有

逃匿葦原、改姓換名者、或逃亡不知所向者

と見えてゐる。そして蘇我氏自身も、次いで其の一族の内に不和、内訌、さうして分裂を生ずる運命に立ち至つてゐる。即ち、推古天皇崩御後の皇嗣問題について、大臣蘇我蝦夷は田村皇子を立てんとしたが、同族の許勢臣大麻呂、紀臣鹽手等は山背大兄王を是とし、一族蘇我倉麻呂臣は、臣也當時不得便言、更思之後啓と云ひ、又蝦夷の族中の有力者境部摩理勢臣も山背大兄王を推舉し、殊に境部摩理勢臣の如き舒明天皇即位前紀によれば

既而大臣傳阿倍臣、中臣連、更問境部臣曰、誰王爲天皇、對曰、先是、大臣親問之日、僕啓既訖之、今何更亦傳以告耶、乃大忿而起、行之、適是時、蘇我氏諸族等悉集、爲嶋大臣造墓、而次于墓所、爰摩理勢臣壞墓所之廬、退蘇我田家而不仕、時大臣慍之、遣身狹君勝牛、錦織首赤猪而誨曰、吾知汝言之非、以干支之義、不得害中略、汝慎以勿起逆心、然猶不從、而遂



赴于斑鳩、住於泊瀨王宮、於是大臣益怒、乃遣群卿請于山背大兄曰、頃者摩理勢違臣、匿於泊瀨王宮、願得摩理勢、欲推其所由、爰大兄王答曰、摩理勢素聖皇所好、而暫來耳、豈違叔父之情耶、願勿瑕、則謂摩理勢曰、汝不忘先王之恩而來、甚愛矣、然其因汝一人而天下應亂、中略大臣將殺境部臣、而興兵遣之、境部臣聞軍至、率仲子阿椰出于門、坐胡床而待、時軍至、乃令來目物部伊區比以絞之、父子共死、乃埋同處、唯兄子毛津逃、匿于尼寺瓦舍、(中略)圍寺將捕、乃出入畝傍山、因以探山、毛津走無所入、刺頸而死山中、  
と見えて、境部臣摩理勢父子兄弟此の事件に關して同族蝦夷大臣と争つて非業の死を遂げてゐる。

現に蘇我入鹿を誅し、大化の新政に加つた蘇我倉山田石川麻呂は、右の皇嗣問題では中立の位置に立つた蘇我倉麻呂臣と見える蘇我馬子の孫その人であつた。又皇極紀四年の條に

漢直等搃聚眷屬、擐甲持兵、助大臣設軍陣、中大兄使將軍巨勢德陀臣、以天地開闢君臣始有說於賊黨、令知所起

と見える其の巨勢德陀臣は又蘇我の一族である。

此等同族内の分裂には前述の境部臣の例の如く聖德太子の德化、恩顧が力強く働いてゐる事を見るが、更にそれより積極的に大化の改新の原動力となつたものは一方に太子の御精神をそのまゝ繼承する者が少なからずあつた事である。此の事は皇極紀元年の條に

上宮大娘姬王發憤而歎曰、蘇我臣專擅國政、多行無禮、天無二日、國無二王、何由任意悉役封民

又皇極紀二年の條にも

入鹿聞而大懼、速發軍旅、述王所在於高向、臣國押曰、速可向山求捉彼王、國押報曰、僕守天皇宮、不敢出外、入鹿即將自往

とあるのもうかはれる。

更に大化改新の中心に立たれた中大兄皇子が又實に其の聖德太子の御精神の繼承者であらせられた。其の事は前引の皇極紀四年の條に

中大兄使將軍巨勢德陀臣、以天地開闢君臣始有說於賊黨、令知所起とあるのでも知られる。



次に大化改新の政の實現を可能ならしめる素地の存在した事は、先づ孝徳紀大化二年八月の條の詔にも

始王之名臣連伴造國造分其品部別彼名名復以其民品部交雜使居國縣遂使父子易姓兄弟異宗夫婦更互殊名一家五分六割由是爭競之訟盈國充朝終不見治相亂彌盛粵以始於今之御寓天皇及臣連等所有品部宜悉皆罷爲國家民中略始於祖子奉仕卿大夫臣連伴造氏人等咸可聽聞今以汝等使仕狀者改去舊職新設百官及著位階以官位叙

と見える如く從來の政治社會を組織付けてゐた氏姓系統が既に混亂し來つてゐるので、新に官職位階によつて秩序づける必要が存在した事である。既に其の位階は、聖徳太子によつて冠位十二階が創められてゐるのである。又官職に就いても先づ地方に於ては、地方に土着世襲し、隨つて地方分權的であつた國造等に對して、中央から派遣され、隨つて中央集權的な官吏である國司が既に一部に而も漸次増してゐた。仁徳紀六年五月の條、遠江國司表上言(下略)

と見えるが、此が國司の現存の記録に見える初見で、次いで雄略紀七年の條に

拜田狹爲任那國司(中略)田狹臣吉備娶稚媛而生兄君弟君也(吉備臣)

雄略紀二十三年の條にも

臣連伴造每日朝參國司郡司隨時朝集

次に清寧紀二年十一月の條にも

依大嘗供奉之料遣於播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯伊與來目部後に山部連

但古事記清寧天皇の條に、爾山部連小楯任針間國之宰時(下略)とあるけれども、播磨風土記美囊郡の條に、針間國之山門領所遺山部連少楯と見えるから、矢張播磨國司の事であらう。

崇峻天皇即位前紀にも

河内國司以萬死狀牒上朝廷(下略)

更に推古紀の十七條憲法には



十二日、國司、國造、勿歛百姓、國非二君、民無兩主、率土兆民、以王爲主、所任官司、皆是王臣、何敢與公賦歛百姓。

又皇極紀二年十月の條には

遂詔國司如前所勅、更無改換、宜之厥任、慎爾所治。

と見えて、明にはわからないが、國司制度が漸く一般的になつて行つてゐるのが察せられる。次に大化以前の郡司については、明に郡司と記るされた記載は前例の雄略紀二十三年の條と安閑紀六年の條位のもので、此とても前者は後世と追記と云はる現存の古文獻には殆ど見えないが、郡なるものは大化以前にも可成見えてゐる。即ち雄略紀九年七月の條に

河内國言飛鳥戶郡人田邊史伯孫女者、古市郡人書首加龍之妻也。

同紀十一年五月の條にも

近江國栗太郡

同二十二年七月の條にも

丹波國餘社郡管川人

欽明天皇即位前紀にも

寐驚遣使普求、得自山背國紀伊郡深草里。

勿論此等の中には後世の追記もあらうし、況や其に郡司なるものが存在したかは頗る疑問であるが、一般に大化改新以前には郡司なしと云ふ、しかしそれも尙疑問ともかくも大化改新以後整つた國郡制中の郡なる名稱の胚種は少くとも存在してをつた。

次に中央政府の組織に於ても、大化改新以前のそれを見るに、欽明紀十六年の條に

昔在天皇大泊瀨○雄略天皇之世、汝國爲高麗所逼、危甚累卵、於是天皇命神祇伯敬受策於神祇。

とあつて、雄略天皇の朝に神祇伯が存在した事になつてゐる。繼體紀元年の條にも

遣神祇伯等敬祭神祇。

とある。又安閑紀元年の條に

内膳卿膳臣大鷹呂奉勅、遣使求珠伊甚。

欽明天皇即位前紀に

天皇曰、必此報也、乃令近侍○秦大津父優寵日新、大致饒富、及至踐祚、拜大藏省。



同紀元年の條にも

以大藏掾爲秦伴造

と見える。もつとも時代が時代だけに其の存在を確言する事は出来ないが、恐らく此等神祇伯、内膳卿、或は大藏省の諸官は大化以前に既に存在したのであらう。而して其が世襲的のものか選任的のものかは明でないが、とにかくこれ等は後の令制の官の淵源をなしたものであらう。

別に又舍人、采女等云ふものが大體以前から存在した。而して此の舍人、采女には身分の低い者もあつたが、相當な氏の氏人も多く、而も他の氏人や部民の如く氏上や氏人に率ゐられて朝廷に間接に仕へたものと異り、朝廷其の他に近侍してむしろ直接に其の支配を受けてゐるのである。それ故此等の人々はどちらかと云へば、氏族の結束外の人々で、従つて暗黙の中に氏族組織の破壊をそれだけ易からしめてゐるわけである。此の上、此等の舍人、采女は世襲でない點で又氏族制度の異端者であり、随つて反面から云へば律令制度に於ける選任てふ内容の胚種を持つものである。(大化以後更に後の令制の中に於ても帳内、資人、事力、采女なる名稱で持續されてゐる。)右の舍人、采女に關

する事は次の諸例で證據立てられる。

即ち舍人については古事記應神天皇の條に

詐以舍人爲王(下略)

仁德紀十六年七月の條に

天皇以宮人桑田玖賀媛示近習舍人等

允恭紀七年十二月の條に

天皇不悅而復勅一舍人中臣烏賊使主曰(下略)

雄略天紀即位前紀に

時坂合部連贄宿禰抱皇子屍而見燔死其舍人等闕名收取所燒遂難擇骨

同條に

皇子帳内佐伯部賣輪更名仲子抱屍駭惋不解所由

武烈天皇即位前紀に

遣近侍舍人就平群大臣宅奉太子命求索官馬

又采女に就いては仁德紀四十年の條に



於是近江山君稚守山妻與采女磐坂媛二女之手有纏良珠皇后見其珠既似雌鳥皇女之珠(下略)

履仲天皇即位前紀に

(倭直吾子籠愕之獻已妹日之媛仍請赦死罪乃免之其倭直等貢采女盖始于此時)

雄略紀九年二月の條に

遣凡河内直香賜與采女祠胸方神

同三月の條にも

以吉備上道采女大海賜於紀小弓宿禰爲隨身視養

此の他大化前の土地其の他の所有權の中にも大化の制を可能ならしめる素地が存在した。一體氏族なるものは前述の如く小さいながらも其の氏族内については一種の共產團體であつて従つて土地其の他の所有權について現今の私有財産時代よりは國家共產制にするのにそれだけ容易なわけである。殊に神社を中心とした共產制が我國には古くから存在したと云はれ而して恐らく大化頃に於ても地方の村落には尙多く存在した事であらうからそれは中世に於ても尙地方神社の座に於て或程度まで

其の事が見られるのであるから又開墾地については其の使用權だけを持つて土地は朝廷の許可で得たものと云ふ思想があつたのではないかと云はれ尙又土地定期班給の慣行もあつたのではないかと云はれるのであるから一層國家共產制實現の可能性が多いわけであつた。

加ふるに聖德太子によつて隋に派遣された小野妹子を初め留學生、學問僧は隋の整備した官吏政治律令制度を實地に見聞し、又彼等は自分等自身が氏族をしばらく離れ、殊に學問僧の如きは元々出家で氏族を超越してゐるので、それだけ氏族にとらはれなくなつてゐるのであるから此等の人々によつて氏族制の舊套を脱して新しい官吏政治律令制の實現が企てられ、又實現されるのは自然であり、當然であり、又可能性が多いわけである。現に大化改新の參畫者は高向玄理、僧旻等聖德太子によつて隋に派遣された留學生、學問僧であつた。

以上の様な改新を可能ならしめる事情と素地とが存在し、其の上に中大兄皇子、中臣鎌足と云ふが如き用意周到な二大偉人が中心に立たれたのであるから、改新は蘇我氏滅亡の後改新の詔は翌年であるが、而も其の實政は既に其の同年からと云ふ敏速さを



以て斷行されるに到つた。

さて其の改新の政は孝徳天皇即位前紀に

以阿倍内麻呂臣爲左大臣、蘇我倉山田石川麻呂臣爲右大臣、以大錦冠授中臣鎌子連、爲内臣、增封若干戸云々、中臣鎌子連懷至忠之誠、據宰臣之勢、處官司之上、故進退廢置、計從事立云々、以沙門旻法師、高向史玄理爲國博士、辛亥、以金策賜阿倍倉梯麻呂大臣、與蘇我山田石川麻呂大臣、或本云、賜練金、

と見えて、先づ中央政府の最高官が設けられた事が知られるが、其等の官は尙中央の有力な氏族の人が任せられてはをるが、中臣連鎌子が内臣となつてゐる事から推しても、此度の官は從來の大臣、大連等とは異り、氏姓系統に關係の無い事、そうして又中臣鎌子が懷至忠之誠、據宰臣之勢、處官司之上とて、大錦冠を賜つてゐる事から此度の官職冠位が人材、功勞主義である事がうかゞはれる。尙大化五年四月の條に

於小紫巨勢德陀古臣授大紫爲左大臣、於小紫大伴長德連字馬授大紫爲右大臣、

其後天智天皇の八年には○公卿補任參照

藤原鎌子中略八年○天智天十月十五日爲内大臣

十年には○天智紀十年條參照

以大友皇子拜太政大臣、以蘇我赤兄臣爲左大臣、以中臣金連爲右大臣、以蘇我果安臣、巨勢人臣、紀大人臣爲御史大夫、

とあるが、其の官職は矢張氏姓系統と直接の關係は無い。

更に官位に於ける人材功勞主義は大化二年の改新の詔によつて一層たしかめられる。即ち改新の詔第二に

其坊令取坊内明廉、強直、堪時、務者、宛里坊長、並取里坊百姓、清正、強幹者、宛若當里坊無人、聽於比里坊簡用、

尙此の他の中央の官制に就いては、孝徳紀大化四年二月の條に

詔博士高向玄理、與釋僧旻置八省百官、

と見える。しかしその内容はわからないが、高向玄理、僧旻はいづれも隋に遣され彼國の官制を研究調査して來たものであらうから、彼の國の制を參酌したものであらうが、又後の八省の起原をなすものであらうから、矢張概して從來の氏姓政治に於ける様な家職によつて任せられるものでもなく、従つて又世襲的のものでなかつたのであらう。



現に其の方針は大化二年八月の詔に

今以汝等使仕狀者改去舊職新設百官及著位階以官位叙と見える。

次に地方の官制に就いては孝徳紀大化元年八月の條に

拜東國等國司

同紀大化二年の改新の詔第二にも

置畿内國司郡司關塞片候防人驛馬傳馬

と見えるから、畿内、東國等に國司、郡司を置かれた事が知られる。其の畿内、東國以外の國司に關しては太田氏の「日本古代氏族制度」八五頁にも

東國と畿内とに國司を任じた事が見えるが、其他の國については何等の記載がない。けれども白雉元年條に、穴戸國司草壁連醜經、齊明紀四年條に越國守阿部引田臣比羅夫、同五年條に授道與、越國司各位二階など見えるから、程なく全國に置かれた事がわかる。

と云つてゐられる様に、間もなく全國に置かれたものであらう。而して其の官人に就

いて、孝徳紀大化二年三月の條の東國朝集使の陳狀に見える所によれば

穗積臣咋

其介、富制臣名、巨勢臣、紫檀

巨勢德禰臣

其介、朴井連、押坂連並名、臺直、須彌

紀麻利耆拖臣

其介、三輪君、大口、河邊臣、百依、其以下、官人、河邊臣、磯泊、丹比、深目、百舌、鳥長、兄、葛城、福草、難波、癩龜、犬養、五十君、伊岐、史麻呂、丹比、犬眼、

阿曇連名

其介、膳部臣、百依、河邊臣、磐管、湯麻呂、

大市連名

涯田臣名、小綠臣、丹波臣並名、忌部、木菓、中臣連、正月、羽田臣、田口臣名

平羣臣名

とあつて必しも氏姓系統によつてゐない事がうかゞはれる。



又國司に就いては大化元年八月、國司等に下された詔に

汝等國司、不得隨詐便牒於朝、審得實狀而後可申

大化二年三月の條にも

今問朝集使及諸國造等國司至任奉所誨不於是朝集使等具陳其狀

又同條に

凡諸國司隨過輕重考而罰之

等と見えて國司は中央から派遣される朝集使始め中央からの制肘を受け、随つて中央集權的性質を持った地方官で、且つ前代からの國司及び後世の國司と同様に世襲的のものでは無かつたのであらう。

次に郡司に關しては、大化二年改新の詔の第二に

其郡司並取國造性識清廉堪時務者爲大領少領

と見えて、從來の國造から主として取るのではあるが、矢張人材主義である。主政、主帳

について右前引の詔の續きに

強幹聰敏工書筆者爲主政、主帳

とある。

以上の如く、此度の官職は、中央に於ても、地方に於ても、從來の氏族政治の様な氏姓、系統と密接不離の關係にあるものではない。随つて氏姓の名稱と其の實際の職とは伴はなくなり、氏姓が有する政治的意義が非常に少ないものとなつた。

次に冠位に就いては、前引の大化二年八月の詔に

今以汝等使仕狀者、改去舊職、新設百官、及著位階、以官位叙

と見えるが、これ以後實際に、大化三年の條にも

是歲制七色一十三階之冠、一曰織冠、有大小二階、以織爲之、以繡裁冠之緣、服色並用深紫、二曰繡冠、有大小二階、以繡爲之、其冠之緣、服色並同織冠、三曰紫冠、有大小二階、以紫爲之、以織裁冠之緣、服色用淺紫、四曰錦冠、有大小二階、其大錦冠以大伯仙錦爲之、以織裁冠之緣、其小錦冠以小伯仙錦爲之、以大伯仙錦裁冠之緣、服色並用直緋、五曰青冠、以青絹爲之、有大小二階、其大青冠以大伯仙錦裁冠之緣、其小青冠以小伯仙錦裁冠之緣、服色並用紺、六曰黑冠、有大小二階、其大黑冠以車形錦裁冠之緣、其小黑冠以菱形錦裁冠之緣、服色並用綠、七曰建武、初位又立身黑絹爲之、以紺裁冠之緣、(下略)



又同四年四月の條にも

罷古冠、左右大臣猶著古冠

又同五年二月の條にも

制冠十九階、一曰大織、二曰小織、三曰大繡、四曰小繡、五曰大紫、六曰小紫、七曰大華上、八曰大華下、九曰小華上、十曰小華下、十一曰大山上、十二曰大山下、十三曰小山上、十四曰小山下、十五曰大乙上、十六曰大乙下、十七曰小乙上、十八曰小乙下、十九曰立身、  
と見え、其の後天智天皇三年二月の條にも

天皇命大皇弟宣增換冠倍位階名及氏上民部家部等事、其冠有廿六階、大織、小織、大縫、小縫、大紫、小紫、大錦上、大錦中、大錦下、小錦上、小錦中、小錦下、大山上、大山中、大山下、小山上、小山中、小山下、大乙上、大乙中、大乙下、小乙上、小乙中、小乙下、大建、小建、是爲廿六階焉、  
改前華曰錦、從錦至乙加十階、又加換前初位一階、爲大建、小建、二階、以此爲異、餘並依前、  
其大氏之氏上賜大刀、小氏之氏上賜小刀、其伴造等之氏上賜干楯弓矢、亦定其民部家部

とある。冠位は勿論聖德太子創設後の繼承であり、而して度々の變更は其の實行が困

難であつた事を思はしめるし、又氏上に應じて夫々大刀、小刀、干楯、弓矢を賜ひ、又其の民部、家部を定めるに到つたのは、冠位等では尙物足りなかつた要求を充足せしめた爲めであらうが、又一面から云へば、冠位階數を次第に増加されたのは實際に順應して改正されたもので、それだけ實際味を増して來たとも見られようし、殊に前引の大化二年八月癸酉の詔にも表れてゐる様に、當時氏姓系統が大に混亂してゐたのであるから、政治上社會上の格式秩序の上に、冠位は必要なものであつたのであらう。又氏上に夫々大刀、小刀、干楯、弓矢を賜ひ、又其民部、家部を定められた事は社會上、經濟上に氏姓制が尙勢力を持し、其を無視する事が出來なかつた事を示すものであらうが、しかし政治上には前述の如く官職は少くとも直接には氏姓系統にかゝはり無く任せられるに到つたのであるから、少くとも直接には氏姓は官職としての意義は勿論随つて政治上の格式としての意義も無くなつたのに對し、冠位は直接官人の格式を規定するものであるから、氏姓の政治上少くとも直接に政治上に持つ力は、更に冠位によつてそれだけ又それがれる事となるわけである。

次に又大化二年の改新之詔の第一に



罷昔在天皇等所立子代之民、處々屯倉、及別臣、連伴造國造村首所有部曲之民、處々田莊、仍賜食封大夫以上、各有差降、以布帛賜官人、百姓有差、又曰、大夫所使治民也、能盡其治、則民賴之、故重其祿、所以爲民也。

と見えるが、此は實に私有の土地人民の上に立つた氏族制度の内容を根本的根柢的に否定して、而して此に代へるに公の食封等を以てした大變革の宣言である。従つて此が實現したとすれば、氏姓制度の内容にとつて根本的な大打撃である。然るに此の大改革に就いては、屢々其の實現が疑はれてゐる。それは利害の影響する所が非常に大なるものがあり、殊にかゝる事は容易に行はれるものでないからと云ふにある。成程現に大化二年三月壬午の條に

皇太子使使奏請曰、中略、天皇問於臣曰、其群臣連及伴造國造所有、昔在天皇日所置子代入部、皇子等私有御名入部、皇祖大兄御名入部謂彥人大兄也、及其屯倉、猶如古代而置以不、臣即恭承所詔、奉答而曰、天無雙日、國無二王、是故兼併天下、可使萬民唯天皇耳、別以入部及所封民、簡充仕丁、從前處分、自餘以外、恐私驅役、故獻入部五百二十四口、屯倉又大一百八十一所。

又大化二年八月の詔に於て

粵以始於今之御寓天皇及臣連等、所有品部宜悉皆罷爲國家民、と見えて、皇太子自ら卒先し、又度々命せられなければならなかつた程、其の實現は困難なものであつた事を思はしめるのであるが、しかし、一方、前述の如く土地人民の非私有的素地が改新前古くから存在し、且つ非常な周到さを以て着々と實現につとめてゐられるのである。即ち、先づ大化元年八月の條に

拜東國等國司、仍詔國司等曰、隨天神之所奉寄、方今始將修萬國、凡國家所有公民、大小所領人衆、汝等之任、皆作戶籍、及檢田畝、其藪池水陸之利、與百姓俱、中略、其於倭國六縣、被遣使者、宜造戶籍、并檢田畝。

と見えて、豫め其の準備として、戶籍を作り、田畝を檢せしめ、更に大化元年十一月の條には

遣使者於諸國、錄民元數、仍詔曰、中略、從今以後、不得賣地、勿妄作主、兼併劣弱、百姓大悅、と見え、かくして後、大化二年正月改新の詔に於て、前述の如く私有の土地人民を罷める事を命じ、而して同詔の中にも、其の二に



又其の三にも  
凡京每坊置長人、四坊置令一人、掌按檢戸口、督察奸非、(下略)

初造戸籍、計帳、班田收授之法、凡五十戸爲里、每里置長一人、掌按檢戸口、課殖農桑、禁察非違、催驅賦役、

と見え、更に、同年三月の條に

宜罷官司處々屯田、及吉備島皇祖母處々貸稻、以其屯田班賜羣臣及伴造等、又於脫藉寺入田與山

又同年八月の詔にも

今發遣國司併彼國造可以奉聞、去年付於朝集之政者、隨前處分、以收數田、均給於民、勿生彼我、凡給田者、其百姓家近接於田、必先於近、如此奉宣、凡調賦者可收男身調、凡仕丁者每五十戸一人、宜觀國々墾墾、或書或圖、持來奉示、國縣之名來時將定、國々可築堤地、可穿溝所、可墾田間、均給使造、當聞解此所宣

と見え、終には、白雉三年正月の條に

自正月至是月班田既訖

とさへ見える。

尙此と並んで、又從來の私有の土地人民に代へて賜ふた食封、布帛についても、孝徳天皇即位前紀に

以大錦冠授中臣鎌子連、爲内臣、增封若干戸云々

○鎌足傳には「拜大錦冠授内臣封二千戸」と見ゆ

同大化元年の條にも

汝等國司、可明聽退、即賜帛布各有差

同白雉五年の條にも

授小山上大使吉士長丹、以小華下、賜封二百戸

等と見えるから、其の實際行はれた一端がうかがはれる。

此等によつて考察するに、氏族の私有した土地人民を罷める事は勿論完全には行はれなかつたであらうが、或程度までは實現されたものと思はれる。随つて、氏姓の持つ經濟的意義も直接には殆ど無くなる事となつた。

更に又改新の政に於て、大化元年八月の條に

於閑曠之所、起造兵庫、收聚國郡刀甲弓矢、邊國近與蝦蟇接境處者、可盡數集其兵、而猶



假授本主

同九月の條にも

遣使者於諸國治兵或本云從六月至九月遣使者於四方國集種々兵器

大化二年正月の條にも

遣使者詔郡國脩營兵庫

と見え、兵器をも私有から公有にと収集してゐる。此等の中には地方の豪族は勿論中央の氏族の分れや領民の武器も多かつた事であらうから、それだけ又氏族の持つ軍事的威力が減せられる事となつたわけである。

此の如くにして氏族の内容延いて氏姓の包有する内容は大いに變化し、政治的に、經濟的に、更に又軍事的にも甚だ微弱なものとなつた。随つて今後の氏姓は主としては唯其の残された内容である家系、門地を表はすに過ぎないものとなつた。

けれども尙氏族氏姓の持つ其の長き傳統力は、社會上に於ては案外根強いものであつたから、社會統制の上に於ては、此を閑却する事は出来なかつたと思はれるが、既に大化元年八月の條にも

詔曰、若憂訴之人有伴造者其伴造先勘當而奏、有尊長者其尊長先勘當而奏  
其の後天智天皇三年の條には

其大氏之氏上賜大刀、小氏之氏上賜小刀、其伴造等之氏上賜干楯弓矢、亦定其民部家部

其の他、良賤の混亂を防ぐため、其の所屬を定めて、大化元年八月の詔には、

良男良女共所生子配其父、若良男娶婢所生子配其母、若良女嫁奴所生子配其父、若兩家奴婢所生子配其母、若寺家仕丁之子者、如良人法、若別入奴婢者、如奴婢法

とあるが、此は氏姓とは直接の關係はないが、又血統系統尊重の精神に出でゐるものであらう。

又前述した様な戸籍の製作は、班田、租庸調等に資する目的で作られたのであらうが、又氏姓系統の混亂を防ぐ意味もあつたであらう。ともかくも實際にそれが役立つたものと見え、現に庚午年籍の如き其の趣が知られ、後世の氏姓の定準となつてゐる。天智紀九年二月の條に

造戸籍、斷盜賊與浮浪、



とあるが、新撰姓氏録の序文には

至庚午年編造戶籍、人民氏骨各得其宜

と見え、更に令義解戶令註にも

近江大津宮庚午年籍不除

とあり、且其の分註には

雄朝津間稚子宿禰尊○允恭天皇御世、諸氏爭姓、紛亂不定、即盛煮湯、令以手探攪、詐偽者爛、真

誠者全、於是定姓造籍、是爲庚午年籍也

と見え、古史徵開題記夏之卷百七の裏に此を註して

此の文に眞誠者全と云へるまでは、允恭天皇の御世に有し事を云へるにて、上の文

に注せるが如し。於是定姓と云ふより以下は、天智天皇の庚午の年に、戶籍を造し

め賜へる事を云ひて、其は允恭天皇の御世に、既に云々の事有し故に、また然る紛亂

の起らむ事を所思し坐て、姓を定め給ひ、戶籍をも造しめ賜へる。是を庚午の年籍

といふと云へるなり。日本紀通證に此の義解の文を謬なりといひ、允恭御宇無庚

午年と云へるは、此意を思ひ得ざるなり。

と云つてゐるが、それは氏姓の定準に役立てるためであつた。續日本紀淳仁天皇の天  
平寶字八年七月の條にも

或曰、戶令曰、凡戶籍恒留五比、其遠年者依次除、但近江大津宮天智庚午年籍不除、蓋爲氏

姓之根本、遏姦欺之亂、眞歟

と見える。現に姓氏錄右京皇別下、佐伯直の條に

至庚午年、脫落針間別三字、偏爲佐伯直

同和泉國皇別大家臣の條にも

諡天智庚午年、依居大家、負大宅臣姓

同山城國神別神宮部造の條にも

庚午年籍、注神宮部造也

と見え、又續日本紀にも元明天皇和銅七年六月の條に

庚午年籍、因居地名始號寺人(下略)

淳仁天皇天平寶字八年七月の條にも

庚午天智帝年籍、書寺賤名、中有奴太者並女、粳賣及粳賣兒身賣、猶賣就中異腹奴婢皆顯



入由、太者并兒入由不見

と見えてゐる。これによつても天智天皇の庚午年籍がいかに氏姓の定準として後世までも重んぜられたかは十分首肯し得よう。

第六章 天武朝の八姓制定の意義

大化の改新の政は、兎も角も、氏族に對する大きな打撃であつた。随つて、氏族の中にこれを喜ばぬ者のあるのは當然である。殊に人材登用主義の結果、從來とは地位が變化して、下であつた者が對等となり、或は上下轉倒するものすら生じた。それ故、其の間に新政に對する不平怨嗟が醸されて行つた事であらう。普く知られてゐる事であるが、蘇我山田石川麻呂が讒に遇つて誅され、或は中大兄皇太子の宮に放火する者のあつた事などは、其の一端のあらはれであらう。尙、更に、謀反の兆候さへ早くから存在してゐた事は孝徳紀大化元年九月の條に

戊辰、古人皇子、與蘇我田口臣川堀、物部朴井連椎子、吉備笠臣垂、倭漢文直麻呂、朴市秦造田來津謀反、丁丑、吉備笠臣垂自首於中大兄曰、吉野古人皇子、與蘇我田口臣川堀等謀反、臣預其徒。

或本云、吉備笠臣垂言於阿倍大臣與蘇我大臣曰、臣預於吉野皇子謀反之徒、故今自首也。



と見えるが、其の謀反人が蘇我氏關係の舊族である事は、前述の様な事情を明に示すものである。かうした機運が次第に昂うじて、終に爆發したのが壬申の亂に外ならない。而して新政反對側が終に勝利を得るに到つた事は、其の反動的勢力が如何に根強い大きなものであつたかを思はしめるものである。随つて、其の勝者によつてなされた政治は當然反動的政治でなければならぬ。其の一端は天武天皇八年正月の條に

詔曰、凡當正月之節、諸王諸臣及百寮者、除兄姉以上親、及己氏長、以外莫拜焉、其諸王者、雖母非王姓者莫拜、凡諸臣亦莫拜、卑母雖非正月節復准此

同天皇十年九月の條に

詔曰、凡諸氏有氏上未定者、各定氏上而申送于理官

同十一年十二月の條にも

詔曰、諸氏人等各定可氏上者而申送、亦其眷族多在者、則分各定氏上、並申送於官司、然後斟酌其狀而處分之、因承官判、唯因少故而非己族者、輒莫附

とある事によつてもうかはれるが、此等の事は或る程度まで既に前引の大化元年八月の詔及び天智天皇三年二月の條に見えた事と同様である。更により明に反動政治

と思はれる事は天武天皇五年四月の條に

外國人欲進仕者、臣連伴造之子、及國造子聽之、唯雖以下庶人、其才能長亦聽之

更に同天皇十一年八月の條にも、

詔曰、凡諸應考選者、能檢其族姓及景迹、方後考之、若雖景迹行能灼然、其族姓不定者、不在考選之色

と見える。即ち氏姓の持つ政治的意義が、或程度まで復活されて來てゐる。

しかし畢竟其等は急激な改革後に伴ふ反動に過す、其の一面には矢張改新に於ける政が引續き行はれてゐる。即ち官位、食封等に就いて、天武天皇元年十二月の條に

選諸有功勳者、增加冠位、仍賜小山位以上、各有差

同二年二月の條にも

有勳功人等賜爵有差

又同年五月の條に

詔公卿大夫及諸臣連并伴造等曰、夫初出身者、先令仕大舍人、然後選、簡其才能、以宛當職、又婦女者、無問有夫無夫及長幼、欲進任者聽矣、其考選准宮人之例



同天皇五年正月の條には

庚子朔、羣臣百寮拜朝、癸卯、高市皇子以下、小錦以上大夫等、賜衣袴褶、腰帶、脚帶及机杖、唯小錦三階不賜机、丙午、小錦以上大夫等、賜祿各有差、甲寅、百寮初位以上進薪、即日、悉集朝廷、賜宴中略、甲子、詔曰、凡任國司者、除畿内及陸奥、長門國、以外皆任、大山位以下人、

同年四月の條にも、

辛亥、勅、諸王、諸臣、被給封戶之稅者、除以西國、相易給以東國、

同年八月の條にも

親王以下、小錦以上大夫、及皇女、姬王、内命婦等、給食封各有差、

同天皇六年五月の條にも

勅、大博士百濟人率丹授、大山下位、因以封三十戶、是日、倭畫師音禱授、小山下位、乃封二十戶、

同天皇七年十月の條にも

凡内外文武官、每年史以上屬官人等、公平而恪勤者、議其優劣、則定應進階、

同天皇八年二月の條にも

紀臣堅麻呂卒、以壬申年之功、贈大錦上位、

同年三月の條にも

兵衛大分君稚見死、當壬申年大役、爲先鋒、之破瀨田營、由是功、贈外小錦上位、

同天皇九年五月の條にも

乙未、大錦下秦造綱手卒、由壬申年之功、贈大錦上位、辛丑、小錦中星川臣麻呂卒、以壬申年功、贈大紫位、

同天皇十年正月の條にも

大山上草香部吉志大形授、小錦下位、中略、辛巳、勅、境部連石積封六十戶、

同天皇十一年正月の條にも

大山上舍人連糠虫授、小錦下位、

等と見えて、依然、官位、食封及び其の精神の行はれてゐる事が知られる。

もつとも同十一年二月の條には

詔曰、親王以下百寮諸人、自今已後、位冠及禪褶脛裳、莫著、亦膳夫采女等之手、緦肩巾並莫服、是日、詔曰、親王以下、至于諸臣、被給食封、皆止之、更返於公、



と見えて冠位、食封等が止められてゐるが、其後尙同天皇十二年正月の條に

小建以上給祿各有差

同年十二月の條にも

諸文武官人及畿内有位人等下略

と見え、更に同天皇十四年正月の條には

更改爵位之號仍增加階級、明位二階、淨位四階、每階有大廣、并十二階、以前諸王已上之位、正位四階、直位四階、勤位四階、務位四階、追位四階、進位四階、每階有大廣、并四十八階、以前諸臣之位、是日、草壁皇子尊授淨廣壹位、大津皇子授淨大貳位、高市皇子授淨廣貳位、川島皇子、忍壁皇子、授淨大參位、自此以下諸王諸臣等、增加爵位各有差、

同年七月の條には

初定明位已下進位已上之朝服色、淨位已上並著朱華朱華此云波泥孺、正位深紫、直位淺紫、勤位深祿、務位淺祿、追位深蒲萄、進位淺蒲萄

とあつて、冠位服色が一層精密に具體的にされてゐる。

尙食封についても其後天武天皇朱鳥元年五月の條に

侍醫百濟人億仁病之臨死、則授勤大壹位、仍封一百戶

同年六月の條にも

槻本村主勝麻呂中略仍加勤大壹位、封二十戶、

等と見えて依然食封なるものは行はれてゐる。

又部曲については天武天皇四年二月の條に

詔曰、甲子年諸氏被給部曲者、自今以後除之、又親王諸王及諸臣、并諸寺所賜、山澤島浦、林野陂池、前後並除焉

と見えて天智天皇の時復活された民部部曲が又除かれてゐる。

次に兵制に就いて考察するに、天武天皇三年八月の條に

遣忍壁皇子於石上神宮、以膏油瑩神寶、即日勅曰、元來諸家貯於神府寶物、令皆還其子孫

とあつて、大化改新の政治に於ける兵器の收公と全く反對の行き方の様に見えるが、其の一面には、同天皇八年二月の條に

詔曰、及于辛巳年、檢按親王諸臣及百寮人之兵及馬、故豫貯焉



同年八月の條には

自泊瀬還宮之日、看群卿儲細馬於迹見驛家道頭、皆令馳走。

同天皇十四年九月の條にも

遣宮處王、廣瀬王、難波王、竹田王、彌努王、於京及畿内、各令授人夫之兵。

更に同年十一月の條には

詔四方國曰、大角、小角、鼓吹、幡旗、及弩抛之類、不應存私家、咸收于郡家。

とあつて、以上の如く或物は檢閲し、或物は私藏を禁じたので、全然兵器を私藏私有に任せたのではない。

右の如く天武天皇の時代も大勢に於ては矢張官政公政へと進んでゐる。随つて氏族の持つ内容、即ち延いて氏姓の抱有する力や意義は、最早到底大化改新以前の如きものである事を得なかつた。

しかし一見此處に此の官政公政主義と矛盾する様に見える事柄は、此の朝に於ける賜姓の復興と更に八姓制定の事である。此は勿論其の一面には反動政治則氏族制の復活とも見られやうが、些細に觀察すれば此も亦大化以前のそれとは大に趣を異にし

てゐるものである事を發見する。

氏姓を賜ふ事は大化改新の直後には見えてゐないが、既に孝德天皇白雉五年七月の條に

授小山上大使吉士長丹、以小華下、賜封二百戶、賜姓爲吳氏。

天智天皇八年十月の條には中臣鎌足について

賜姓爲藤原氏、自此以後、通曰藤原内大臣。

と見える。しかし此等は賜姓とはあるが、其の實賜氏である。然るに天武朝に到つては、實際に賜氏姓の復興が行はれてゐる。その例證を示せば先づ天武天皇九年正月に忌部首子首賜姓曰連、則與弟色弗共悅拜

と見え、次いで同天皇十年正月に

大山上草香部吉志大形、中略、賜姓曰難波連。

續いて同年四月に

錦織造小分、田井直吉麻呂、中略、并十四人賜姓曰連。

同年十二月にも



舍人造糠虫、書直智德、賜姓曰連

同天皇十一年五月にも

倭漢直等賜姓曰連

同天皇十二年九月にも

倭直、栗隈首、水取造(中略)凡三十八氏賜姓曰連

同年十月にも

三宅吉士、草壁吉士、伯耆造、船史(中略)并十四氏賜姓曰連

同天皇十三年正月にも

三野縣主、内藏衣縫造、二氏賜姓曰連

とあつて、終に同年十月には八色之姓の制定があり、新姓を賜ふに到つてゐる。しかし一方に於て、前述の如く官吏政治が行はれてゐるのであるから、到底其の氏姓に大化改新以前の様な直接に重大な政治的、經濟的意義は伴はないのである。加ふるに此の朝に賜ふた姓は、大化以前の姓とは異り、必ずしも皇神、蕃等の系統の區別によらなくなつた。もつとも此の朝以前の姓にも勿論例外があつて、古くから必しも氏姓と系統とが

一致してゐないものもあつた。又舊來の姓が新に罪によつて貶奪されたり、或は功によつて昇されたりした爲め、姓と系統とが一致しなくなつたものもあつた。又長い間の氏姓混亂によつて氏姓と其の系統とが實際に於ては一致しなくなつてゐるものも多く出來てゐた。しかし大體に於ては氏姓と其の系統とが一致してゐたのである。然るに新しい姓では前引の賜姓の諸例によつて明かなる如く、從來の忌部首、草香部吉志、錦織造、田井直、次田倉人、舍人造、書直、倭漢直、栗隈首、水取造、三宅吉士、船史、三野縣主等の首、直、造、吉士、史、縣主、無姓等の諸姓が皆同じ連姓に入れられてゐるのであるから、此度の連姓には、舊來の諸姓によつて夫々異つてゐた諸系統が入つてゐるわけで、隨つて此度の姓は古くからの系統によつて別けられてゐない事を見る。かうした事は新制の八色の姓に於てもうかゞはれるのである。そこで次に天武朝制定の八色の姓に就いて述べる事とする。

天武朝制定の八色姓に就いては、一般には、壬申の亂の功によつて等級を定めたと云ふことになつてゐる。○國史大辭典小本六七〇頁カバネの條に「天武天皇十三年八色の姓を定め、壬申三年八色の姓を定め、天下の萬姓を混同して偏にさして此の説の出所は恐らく古語拾遺に壬申の功により更に等級を序せられ云々と見ゆ」として、



至于淨御原朝、改天下萬姓而分爲八等、唯序當年之勞、不本天降之績とあるが、其の「當年之勞」を壬申の亂の功勞と解した所から出てゐるのであらう。現に栗田寛博士の「氏族考」第八十四頁にも

かの壬申の役に臣等の功勞あるをば其族を尊くし、罪あるは氏姓を貶しなど、種々に制し給ひしかば古語拾遺に唯「序當年之勞、不本天降之績」云々と見える。實際古語拾遺の著者自身も壬申の亂の勞を指して「當年之勞」と記したものであるかも知れない。しかしそう見ても、古語拾遺は天武天皇の時よりは遙かに後世の文獻で、而も其の發表の動機からしても直ちに此を信用するわけには行かない。而して天武紀には、此の八姓制定の事について唯

詔曰、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓、一曰真人、二曰朝臣、(下略)と記してゐるだけで、別に壬申之勞によつたと云ふ事は見えない。

そこで、今此等にかゝはらず、實際について、果して壬申之勞によつて偏へに八姓の等級が序せられてゐるか否か、其の眞否如何をたしかめる事とする。

先づ壬申の亂の功勞がどんな方法で報ひられてゐるかをしらべて見やう。壬申の

亂の終つて間も無く、即ち同年八月の條に

恩勅諸有功勳者而顯寵賞

同年十二月の條にも

選諸有功勳者、增加冠位、仍賜小山位以上各有差

翌二年二月の條にも

有功勳人等賜爵有差

と見えるが、此は恐らく壬申の亂の勳功を賞したものであらう。而して、その第一は唯顯寵賞とあるばかりで何を以てしたか明で無いが、後二者は爵位を以てしてゐる事が知られる。尙明に壬申年の勞を賞した記載は天武天皇二年五月の條に

大錦上坂本財臣卒、由壬申年之勞、贈小紫位

同年八月の條に

詔在伊賀國紀臣阿閉麻呂等、壬申年勞勳之狀而顯寵賞

同三年二月の條に

紀臣阿閉麻呂卒、天皇大悲之、以勞壬申之役、賜大紫位



とあるを始め、明かに壬申年の勞を賞した記載は、此後も八姓制定以前は勿論、以後に於ても、持統、文武天皇の朝に到る頃までも多くは冠位であつて、賜姓のものは少しも見當らない。それと同時に又、賜姓の記載の所に壬申年の勞によるとしたものは一つも見當らない。

尙、一層直接に確めるため、新制の八姓を賜つた氏と其の新姓との關係を調べて見る事としよう。

第一の真人姓を賜つたものは、天武紀十三年十月の條に

守山公、路公、高橋公、三國公、當麻公、茨城公、丹比公、猪名公、坂田公、羽田公、息長公、酒人公、山道公、十三氏賜姓曰真人

以上十三氏の人々である。

其等の中に羽田公、猪名公が見えるが、前者は初め近江朝廷方の將軍で、後に大海人皇子方に一族を率ゐて降つた羽田公、矢國の氏であらう。後者は大友皇子の命で東國に遣はされた韋那公磐楸の氏であらう。而も尙真人姓を賜つてゐる。其他の真人姓を賜つた多くの氏も直接壬申の亂に大海人皇子方に功勞のあつた氏のみではない。唯

公姓なるが故に真人姓を賜つたものらしい。

次に、第二の朝臣姓を賜つたものは、同天武紀十三年十一月の條に云ふ如く

大三輪君、大春日臣、阿倍臣、巨勢臣、膳臣、紀臣、波多臣、物部連、平群臣、雀部臣、中臣連、大宅臣、粟田臣、石川臣、櫻井臣、采女臣、田中臣、小墾田臣、穗積臣、山背臣、鴨君、小野臣、川邊臣、櫛井臣、柿本臣、輕部臣、若櫻部臣、岸田臣、高向臣、完人臣、來目臣、犬上君、上毛野君、角臣、星川臣、多臣、曾方君、車持君、綾君、下道臣、伊賀臣、阿閉臣、林臣、波禰臣、下毛野君、佐味君、道守臣、大野君、坂本臣、池田君、玉手臣、笠臣、凡五十二氏賜姓曰朝臣

以上五十二人である。

其の中には紀臣、物部連、山背臣、鴨君、若櫻部臣、多臣、坂本臣等壬申の亂に大海人皇子方に功勞を立てた氏が見えるが、其他別に大海人皇子方について功を立てた氏でないものがむしろ澤山朝臣姓を賜つてゐる。殊に近江朝廷側の氏族であつたらしい中臣連、穗積臣等も矢張朝臣姓を賜つてゐる。而してこれ等を通じて見るのに、臣姓と君姓の氏人に主として朝臣姓を賜つてゐる。

更に第三の宿禰姓を賜つたものは、同じく天武紀十三年十二月の條に



大伴連、佐伯連、阿曇連、忌部連、尾張連、倉連、中臣酒人連、土師連、掃部連、境部連、櫻井田部連、伊福部連、巫部連、忍壁連、草壁連、三宅連、兒部連、手緹連、丹比連、勒丹比連、漆部連、大湯人連、若湯人連、弓削連、神服部連、額田部連、津守連、縣犬養連、稚犬養連、玉祖連、新田部連、倭文連、氷連、凡海連、山部連、矢集連、狹井連、爪工連、阿刀連、茨田連、田目連、小子部連、菟道連、猪使連、海犬養連、間人連、春米連、美濃連、諸會臣、布留連、五十氏賜姓曰宿禰

とあるが如く大伴氏以下の五十氏である。其の中に於ても土師連、三宅連、縣犬養連、阿刀連等壬申の亂に大海人皇子方に功を立てた氏も見えるが、其の他の氏も多くある。而して其等を通じて見るのに連姓の氏人に主として宿禰姓を賜つてゐる。

第四の忌寸姓を賜つたものは天武紀十四年六月の條に

大倭連、葛城連、凡川内連、山背連、難波連、紀酒人連、倭漢連、阿内漢連、秦連、大隅直書連、并十一氏賜姓曰忌寸

と見えるが、これ等に就ては、壬申の亂に於ける敵味方の氏との關係は別に見出せないが、此の姓には其の中に明に歸化人の氏と判る者及びそれらしいものが多く、古語拾遺

にも其四曰忌寸、以爲秦漢二氏及百濟文氏等之姓とあるから、しかし歸化人以外の氏も入つてゐる様であるが、大體に於て歸化人が多く充てられてゐる様である。

第五の道師以下は賜姓の事が見えないから不明である。殊に第五の道師は道師として國史にも姓氏錄等にも全く見えない。しかしそれは栗田寛博士の「氏族考」八十頁に説いてゐられる様に土師贄、土師日本書紀、倭鍛師舊事、黄書畫師、山背畫師、高麗畫師日本書紀、河内畫師、難波藥師續日本紀、蜂田藥師姓氏錄等職工技藝に係れる者を總稱したので、實際の姓としては姓氏錄に見える様に土師、畫師、鍛師、藥師等諸道の師の名稱で呼ばれたものであるからであらう。

更に其の下の臣連、稻置姓は舊來の名稱を襲つたもので、別に賜姓の見えないものは従前其の儘とされたものであらう。唯其中、連姓については前述の様な八姓制度以前の天武朝に賜ふた連姓や、八姓制定後、朱鳥元年四月の條に侍醫桑原村主訶都授直廣肆、因以賜姓曰連

又同年六月の條に

槻本村主勝麻呂賜姓曰連



と見える様に從來の直首造、吉士、縣主、村主等、主として下級の姓に賜ふたものであつて、とにかくいづれも別に壬申の亂の功勞によつて等級を序せられたのではない様である。

而も又壬申の亂に功のあつた和珥部臣、身毛君、大分君、逢臣、民直、赤染造、難波吉士、駒田勝、根連等の諸氏が別に新制八姓の賜姓の中に入れられてゐない。

右の如くであるから、天武朝新制の姓が主として壬申の年の功勞によつて序せられたものとは見られない。矢張大體に於ては舊姓の順位に應じてゐる。しかし又大に趣を異にする所がある。それは朝臣姓に從來の臣姓と君姓が共に入り、尙物部連、中臣連等の連姓も入れられてゐる。宿禰姓の中にも從來の連姓の他に諸會臣の如き臣姓も混じてゐる。殊に舊來の臣、連姓は新姓に於ては一は朝臣、宿禰姓に改つたが一は其の儘取りのこされて新姓の第六、第七の姓となつてゐる。又同系の中に於ても、もともと同系で従つて舊姓に於ては同じであつたものが、新姓に於て異姓を賜ふてゐるものがある。例へば中臣連は朝臣姓を賜ひ、中臣酒人連には宿禰姓を賜つてゐる。

かく見る時、書紀に「更改諸姓之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓、云々」とあるのは、以上の如く舊來の諸姓を新姓の中に混じた内容の實際を表した文字であらう。そこで此等を綜合して考察するに、新制の姓は純然たる皇神、蕃等の系統の差別に依つたものではなく、其の舊來の系統的差別の他に、當時までに生じた氏の勢力の相異や、功勞如何にもよつたものであらう。そうすると主として壬申年の勞によつて序したと云ふ事は、前述の様な理由で云へないけれど、其の功勞參酌てふ事の一つとしては見られるであらう。要するに、新制の八姓は其の目的性質に於て最早以前の舊姓と全く同様なものではなくして、傳統的系統の他に、改新後の人材功勞主義の官吏政治の洗禮を受けた新しい意義を持つものである。それ故天武朝の新姓は名稱上ばかりでなく内容に於ても氏姓史上劃時代的なものと云ふべきである。

尙八色の姓に大化改新以前の様な直接の政治的、經濟的意義の伴はない事は、依然として一方に大化以後の官吏政治が行はれてゐるのであるから明かな事、此の點は尙大化以後の氏姓の内容性質と變りはない。

とにかく此度の八姓が右の如く新舊兩性質を持つ事は、其の名稱の上にも表れてゐる。八色の姓の名稱は、第一に眞人、第二に朝臣、第三に宿禰、第四に忌寸、第五に道師、第六



に臣、第七に連、第八に稻置であるが、其中、臣、連、稻置は其の順位は降つたが、名稱は舊姓を其儘踏襲したものであり、他は新設のものである。而も最上の真人に就いては中田薫博士は前引の史學雜誌の「可婆根考」で

新羅の眞骨の直譯でマ(貴の義)とプト(オプト即首)の合したものと解せられ、又マツトと讀み、新羅の王號麻立干と同語であるとも見られ、何れにしても上長の義であらう。

と云はれ、又今西博士も史林第七卷第一號の「新羅骨品考」一五頁に於て

眞骨の名稱と共に直に連想するは、日本に於て天武天皇十三年に八色姓を定めたまひし時に、第一人を真人とし、皇族に賜りし事是なり。然りと雖新羅の骨品と日本八色姓とは其の類似する點あると同時に異なる點も頗る多きものの如し、他日の研究を期すべし、

と云つて、新羅の骨品と日本の八色姓との間に多くの相異點のある事は認めてをられるが、又一方、新羅の眞骨と日本天武朝の真人姓との間に何等かの關係を豫想されてゐる様である。

成程、眞骨と真人姓とが、共に王(皇族)に賜ひ、第一のカバネである事は類似してをり、且つ同論文の一五頁に、此(眞骨)の次の諸骨を品に分ち骨品を制定せる年代は全く不明なれども之を假りに武烈文武等の王代なりとすれば云々とある様に、假りに新羅の骨品の制定を武烈文武の王代とすると、丁度天武天皇の八色姓制定の直前にあたり、天武朝の八色姓制定と新羅の骨品制定との間に何等かの關係がある様で、従つて其の中いづれに於ても王族に賜ひ、第一のカバネである眞骨と真人姓とは其の名稱の上にも何等かの關係がある様に思はれる。しかし、兩者は眞と云ふ文字の上に於ては類似してゐるが、其の呼び方に於ては一方は眞骨と呼び他方は真人と呼んでをり、むしろ和田英松博士の「冠位十二階考」に於て云つてゐられる如く聖德太子御制定の冠位の第一大徳を摩卑兜吉寐(真人公)と呼んだのに類似してをる。更に八色姓が冠位的性質を有する内容の點からも真人姓と第一冠位大徳の名稱の上に何等かの關係があるのではないかと推測せしめる。しかし更に溯つて又栗田寛博士も其の「氏族考」七十一頁で云つてゐられる如く貴人を我國で古くから宇摩比等と呼ぶ所から來たものであるかも知れない。神功皇后紀攝政元年の條に載せられた歌の一節にも



宇摩比等破、于摩譬苦奴知野

の句が見える、この眞人が宇摩比等からにせよ、直接摩卑兜吉寐から來たにせよ我が國在來の語を用ひられた事は明かである。

第二の朝臣の名稱に就いても中田博士は前述の史學雜誌の「可婆根考」に於て朝臣朝鮮語 *ajamôn* (親貴の意) から來たのであらうとされてゐるが、其の言語關係は餘り自然的でなく、強いて朝鮮語を以てすべての姓を解かんとする所から出た附會説の様である。それよりは寧ろ右に引いた神功皇后の歌の一節に

多摩岐波屢于池能阿層餓波邏濃知波

とある様な我國の古くからある言葉に朝臣の字をあてたものと見る方が穩當であらう。

第三の宿禰の名稱に就いても、栗田寛博士は其氏族考七十七頁に於て「今按に隋書卷八十一高麗傳に官有大兄兄次大兄次少兄云々、凡十二等とある大兄小兄とよく似たり、按ふに高麗は御蕃國なりし故に皇朝の貴族大臣にこの稱號あるを摹倣て竊にその官名とせしにもやあらん」と云はれ中田博士は又「可婆根考」に於て矢張朝鮮語で説明して

朝鮮語 *shokom* (少兄の義) から來たのであらうとされてゐる。しかし我國に於ても古くからスクネなる語は存在したらしい。もつとも天孫本紀の宇摩志麻治命の條に

天皇神武寵異特甚、詔曰、近宿殿内矣、因號足尼、其足尼之號自此而始矣  
と見え又、三見宿禰命の條に

秋津島宮御宇天皇御世、並緣近宿元爲足尼、次爲宿禰奉齋大神、其宿禰者始起、此時也と見える様な起源説は疑はしいが、紀記等にも古くから武内宿禰、野見宿禰等の名稱が見え、此等の人々は實在の人物ではなかつたとするも、宿禰なる名稱は古くから存在したのであつたかも知れない。少くとも宿禰なる名稱が天武朝の八姓以前に明に存在した事は推古紀卅四年の條にも

大臣(馬子)則稻目宿禰之子也

又元興寺伽藍緣起にも

蘇我大臣稻目宿禰

の語が見える事でも知られよう。そこでスクネなる語が朝鮮關係の語か否かは別として少くとも天武朝の八姓の宿禰以前古くから我國に存在した事は確であらう。



而して天武朝の八姓以前のスクネは釋日本紀に

私記曰、昔稱皇子爲大兄、又稱近臣爲少兄也、宿禰之義取於少兄也、或說帝王相親云、曾古爾禰與盖取

と見える様に皇、臣によつて大兄、少兄と對して用ひたものからか、或は天孫本紀に宇摩志麻治命の條に

天皇寵異特甚、詔曰、近宿殿内矣、因號足尼スツネ

又大峰大尼命の條に

春日宮御宇天皇御世爲大尼オホネ

と見える様に、臣下の中で大尼オホネ、大足尼オホスツネと對して用ひたものか、いづれにせよ、八姓

以前のスクネは一種の敬稱親稱であつて、姓ではなかつた。其の事は尙氏族考七十四

頁に於て栗田寛博士が既に云つてをられる如く、穗積臣、大水口宿禰崇神紀、的臣、砥田宿禰、

仁德紀、坂合部連、贊宿禰雄略紀、大倭直、長尾市宿禰垂仁紀等の如く既に臣、連、直等の姓が別にあ

るのでも察せられる。更に明に神功皇后攝政四十六年の條に

遣斯摩宿禰于卓淳國斯摩宿禰者、不知何姓人也

と見えて宿禰の稱は附せられてゐるが、尙不知何姓人とあるのは宿禰が姓でないからであらう。

要するにスクネの名稱は古くから我國に存在したが、それを天武朝に採用して始めて姓とされたのである。

第四の忌寸イミキに就いては齋君イミキの義とするのが一般の説であるが、キをキミの略とする所に多少不自然な所がある。此に對し中田博士は「可婆根考」で朝鮮語 OHKI (貴長の義) と解されてゐるが、其の方が言語上より自然的であり、且つ忌寸姓には前述の様に歸化人が多い事からも外國語を採用されたものであるかも知れない。

第五の道師ミチノシは諸道諸技藝師の意で土師、鍛師等の名稱は古くから我國に存在したが、其の姓となつたのは此の時に始つたのである。

以上の如くして新制の八姓には名稱上にも新舊兩方の要素がある事が知られる。天武朝制定の八色姓の性質意義は以上の如くであるが、さて其の八色姓はどうして制定されるに到つたのであらうか。これについて其の理由、原因は或る程度まで以上の八色姓の性質、意味から逆推される。即ち八色の姓の名稱のあるものに朝鮮關係の



名稱から来たものがある。と假りに認めらば、前述の様な新羅の骨品制定が天武朝の八姓制定の一原因、一刺戟であつたかも知れない。しかし既に名稱そのものの起原が未だ不確定であるから此は俄に斷定する事は出来ない。

次に八色姓の内容及び名稱に前述の様な新舊兩性質のある事は、一方に冠位のみでは未だ満足されず、傳統的性質のある姓を賜ひたい要求があると共に、他方には實力功勞主義の思潮があつて、それ等にも應ずるために新たな姓を制定して賜ふ必要があつた爲ではあるまいかと云ふ事を推測せしめる。

しかし此等の理由、原因の他に、より大きな又より根本的な理由と原因が存在した。それは當時の氏姓の混亂である。

氏姓の紛亂は遠い以前からの事であるが、前章で述べた如く大化改新以前にも氏姓が大に混亂してゐた。大化の改新の原因の一も實に又其處に存在した程であつた。加ふるに大化改新の政は氏姓制度否定の政治であつたから、氏姓制は愈々亂れる事となつたであらう。更に又、壬申の亂の結果は氏族の興廢をおこしたのであるから、其等氏族の間に氏人の地位や氏姓の關係が益々面倒なものとなつた事であらう。

現に天武紀十年九月の條に

詔曰、凡諸氏有氏上未定者、各定氏上而申送于理官

同十一年十二月の條にも

詔曰、諸氏人等各定可氏上者而申送、亦其眷族多在者、則分各定氏上、並申送於官司、然後斟酌其狀而處分之、因承官判、唯因少故、而非己族者、輒莫附

と見えるのは、一面には氏上復活と云ふ反動的機運を示すものであらうが、他の一面には氏上を新に定めねばならぬ程、それだけ氏族制が破壊し來つてゐる事を暗示するものであらう。其眷族多在者、則分各定氏上とある如きも恐らく氏族分裂の傾向に順應した處置であらうから、それだけ一面に當時の氏族の分裂を證據立てゝゐるものであらう。従つて其等の氏族の人々の間に系統地位の關係に於て紛糾が多かつた事であらう。そこで其等の紛糾を解決處理する事は容易の事ではなく寧ろ新姓を制定して此を賜ふ方が容易であり、又紛争少くして賢明な處置であつたのであらう。而も前述の如く景迹の他に族姓も政治上に大に考慮される事となつて、氏姓の意義が可成り復活されて來てゐるのであるから、此處に新に新姓制を制定する必要があつたのであらう。



さて其の新制の人姓を賜ふた範圍は如何と云ふに、綜合日本史大系(奈良朝)の一四七頁に於て、西岡氏も云つてをられる如く、毛野、吉備、胸方、尾張の遠國にも及んでゐる。けれども大體に於いては畿内に限られてゐる様である。恐らく畿外は勿論畿内でも諸氏族の惣てまで統べる事は實際上困難な事であつたらう。現に天武天皇十三年十二月の條には白猪史、同十四年十月の條には高田首、同朱鳥元年十二月の條にも、倭河内馬飼部造と云ふのが見えて新制以外の舊姓が尙其儘存在した事がうかゞはれる。

## 第七章 新撰姓氏錄を中心として其の前後の

### 氏姓動態

以上曠古の大改革大化の改新を中心として氏姓の消長について論ずるところがあつたが、更にその反動的傾向の引き續きと思はれる現象について検討を試み、最後に新撰姓氏錄を中心として其の前後の氏姓の動態について考察を試みよう。

先づ持統天皇四年四月の詔を見るに

四等以上者、依考仕、令以其善最功能、氏姓大小、量授冠位

とあつて、善最功能の外に氏姓の大小をも量つて冠位を授ける旨を明に示してゐられる。又同天皇五年八月の條には

詔十八氏、大三輪、雀部、石上、藤原、石川、巨勢、膳部、春日、上毛、野、大伴、紀、阿倍、佐伯、采女、穗積、阿曇、平群、羽田、上進其祖等纂記

と見える。此は修史事業の材料として奉らしめたものであらうが、一面には氏姓系統



を整理する御考へも含まれてゐたやうである。

其の後元明天皇の和銅五年に成つた古事記にも、又元正天皇の養老四年に成つた日本紀にも其の内容に諸氏族の祖先系統が一々記されてあるのは、其の材料にもよつた事は明であるが、又諸氏の系統尊重の意のある所がうかゞはれる。尙ほ文武天皇の元年十二月の條には

禁正月往來行拜賀之禮、如有違犯者、依淨御原朝廷制決罰之、但聽拜祖父及氏上者、とあつて、氏上を殊に重じてをられる傾向を見る。又同天皇二年三月の條には

詔筑前國宗形、出雲國意宇二郡司、宜聽連任三等已上親、  
同天皇慶雲元年正月の條にも

伊勢國多氣度會二郡少領已上者、聽連任三等已上親、

とあるが、此は古くから存在した有力な宗形、出雲、伊勢三神社に關係する宗形、出雲、伊勢の三地國造の末の郡司に、連任三等已上親の特權を聽されたものであらう。此と同様な傾向は同天皇二年八月の條にも

詔曰、藤原朝臣<sup>足</sup>所賜之姓、宜令其子不比等承之、但意美麻呂等者、緣供神事、宜復舊

姓焉

と見え、神事に關係する意美麻呂には傳統的な舊姓中臣(舊姓)とあるが、嚴密に云へば舊氏に復せしめてゐられる。

又同天皇大寶元年に成つた大寶令の神祇令第六の條に

前件諸祭、供神調度、及禮儀、齋日、皆依別式、其祈年月次祭者、百官集神祇官、中臣宣祝詞、

忌部班幣帛、

凡踐祚之日、中臣奏天神之壽詞、忌部上神璽之鏡劍、

凡六月十二月晦日、大祓者、中臣上御被麻、東西文部、上祓刀、讀被詞、訖、百官男女聚集、

所、中臣宣被詞、下部爲解除、

とあつて、祭祀には依然昔からの中臣、忌部兩氏及び東西文部があづかる事が明に規定されてゐる。

更に令には別に規定は見えないが、其の義解の職員令諸陵司の條に

謂凶禮者、送終之禮、即土師宿禰、年位高進者、爲大連、其次爲少連、並紫衣刀劍、世執凶儀、とあつて、恐らく凶禮は當時に於ても土師宿禰家で世襲的に行はれる事となつてゐた



のであらう。又後宮職員令には

凡諸氏、氏別貢女、中略、雖非氏名、欲自進仕者聽

と見えて非氏名者にも許さぬではないが、一般には氏名者を以てしてゐる。

又先に文武天皇の時、其の四年に除民部とあるが、綜合日本史大系(奈良朝)の著者西岡氏の説によれば、其の意味は恐らくこれを各氏の所屬から官司の管轄に移したものであらうと云つてゐられる。(同書一八一頁參照)その是非は兎も角として(大寶令の職員令に表れた所を見ると

神祇官に 神部卅人、卜部廿人

圖書寮に 紙戶

內藏寮に 百濟手部十人、百濟戶

雅樂寮に 樂戶

諸陵司に 土部十人

造兵司に 雜工部廿人謂此取雜工戶而充之、其鍛冶司、鍛部、土工、司泥部等、如此類者、皆自鍛戶、泥戶、內而取充、但戶內无人者、通取佗氏、雜工戶

鼓吹司に 吹部卅人、鼓吹戶

主船司に 船戶

主鷹司に 鷹戶

囚獄司に 物部卅人謂此伴部之色、故式部補任、其衛門府門部亦同也

等、各氏から多くは離れて諸官司に分屬してゐるが、矢張昔の品部の名残を止めてゐる。尙皇族の臣籍降下についても幾分の制限を加へられ文武天皇慶雲三年二月の條には五世之王、雖得王名、不在皇親之限、今五世之王、雖有王名、已絕皇親之籍、遂入諸臣之例、顧念親親之恩、不勝絕籍之痛、自今以後、五世之王、在皇親之限、其承嫡者相承爲王、自餘如令、

と見えてゐる。

更に賜氏姓の事も其の後引續いて表れてゐる。其の賜姓の種類を知る爲めに繁雜ながら次に其の賜姓の諸例を列記すれば

詔大錦上秦造綱手、賜姓爲忌寸〔持統天皇十年五月の條〕

侏儒備前國人秦大兄、賜姓香登臣〔文武天皇二年四月の條〕

茨田足島賜姓連〔同年八月の條〕



詔授内藥官桑原加都直廣肆賜姓連賞勤公也〔同三年正月の條〕

遣唐大通事大津造廣人賜垂水君姓〔同大寶元年四月の條〕

從五位下出雲狛賜臣姓〔同大寶二年九月の條〕

詔甲子年定氏上時不所載氏令被賜姓者自伊美吉以上並悉令申〔同年九月の條〕

從七位下茨田足島衣縫造孔子並賜連姓〔同大寶三年二月の條〕

乙未從五位下高麗若光賜王姓辛亥從七位下和氣坂本賜君姓〔同年四月の條〕

從五位上村主百濟改賜阿刀連〔同慶雲元年二月の條〕

幡文通賜造姓〔同年十月の條〕

主稅寮助從六位上掠垣直子人賜連姓〔同慶雲四年二月の條〕

乙巳筑前國御笠郡大領正七位下宗形部堅牛賜益城連姓嶋郡少領從七位上中臣部

加比中臣志斐連姓癸丑從七位下殖粟物部名代賜姓殖粟連〔元明天皇和銅二年

六月の條〕

陸奥蝦夷等請賜君姓同於編戶許之○蝦夷に賜姓〔同和銅三年四月の條〕

詔曰故左大臣正二位多治比真人嶋之妻家原音那○女に賜姓〔中略〕其家原音那加賜連姓

〔同和銅五年九月の條〕

從七位上家原河内正八位上家原大真大初位上首名等三人並賜連姓〔同和銅六年

六月の條〕

詔正七位上按作磨心能工異才獨越衆侶織成綿綾實稱妙麗宜磨心子孫免雜戶賜姓

栢原村主○雜戶を免じて賜姓〔同年十一月の條〕

上村主通政賜姓阿刀連〔同靈龜元年四月の條〕

授刀舍人狛造千金改賜大狛連〔同年七月の條〕

正三位安倍朝臣宿奈麻呂言正七位上他田臣萬呂本系同族實非異姓追尋親道理須

改正請賜安倍他田朝臣姓許之〔元正天皇養老元年八月の條〕

秦朝臣元賜忌寸姓〔同養老三年四月の條〕

無位紀臣龍麻呂等十八人從七位上巨勢斐太臣大男等二人從八位上中臣習宜連笠

麻呂等四人從六位上中臣熊凝連古麻呂等七人從八位下榎井連持麻呂並賜朝臣

姓大初位下若湯坐連家主正八位下阿刀連人足等三人並賜宿禰姓无位文部此人

等二人賜文忌寸姓從五位下板持史内麻呂等十九人賜連姓〔同年五月の條〕